

英両国政府に通告した通り、常に現状の維持と均等の機会とを主眼とする。そして本協約の目的は米国の期望したところと全然協合するのみならず、他国の声明した政策とも符合するものなることを疑わない」との意を答えた。

その他小村の我が在外代表者に訓令して本協約を通告せしめたものは、歐洲にあつては露仏墺伊の四国政府、東亜にありては北京政府、長江兩總督、及び韓国政府である。露国に対しては、栗野公使は本協約のロンドン及び東京にて発表されると殆んど同時に外相ラムスドルフにその趣旨を説明した。ラムスドルフは協約の本文を一閱し、内に「戦端」、「交戦」等の文字あるを見て意外千万なりと評し、極東に於ける開戦の如きは自分の夢想せざるころであるといつたが、栗野の迅速な通知に対しては謝意を表した。然るにその翌週の外交官面会日に、彼は英国大使を引見し、尋常の談終りて同大使の將に辞去せんとするを見、ラムスドルフは大使に「もはや他に承わることなきか」と問いたるに、大使は「何もない」と答えたので、ラムスドルフは「日英同盟のことは如何」と切り出したのに、大使は「それについては本国政府から何等の訓令に接していないから、自分から今何等申すべき筋はない」と答えてその儘別れた。要するにラムスドルフは我が卒直かつ迅速な通牒を徳とし、特に日英同盟を専ら英国の誘勸に出でたものと解し、その成立を見るに及んでもわが国に対しては格別の悪感を示さなかつたと報ぜられた。

日英同盟の成立に始終桂を補佐して対英折衝を擔縦した小村の材幹気魄は偉大なもので、林が後日人に「外務大臣たるものは其の画策実行について首相その人と一心同体でなければ、所期の成果を挙ぐることは出来ない。この点に於て小村の桂に於けるは真に申分がない」と語り、また「同盟の成立については小村の働きは実に偉いものだつた。あれだけの大きな問題に關し元老をイグノーアし、しかもその位地は微動だもしなかつたのは偉いではないか」といつた

のは至言といふべきである。天皇には深く小村の功績を嘉みし、賜うに勳一等旭日大綬章をもつてし、特旨をもつて華族に列し、男爵を授けられた。閣僚もまた同時に陞爵若しくは授爵の恩典に浴した。或る人小村に祝意を表し閣下の榮譽は当然であるが、閣僚の綵花は、いさゝか濫賞の嫌はなきかといつたところ、小村笑つて「同盟交渉の機密を嚴守しただけでも受爵の価値がある」と答えたといふ。

第四節 満洲問題の後半及び日露の開戦

第一款 満韓問題に關する日露協議

韓国問題に關する伊藤侯の對露交渉は前述したが、小村は三十五年一月新任在露栗野公使に対し、同公使着任の上は韓国問題を我方にとつて満足に解決する方法を攻究し極秘裡に將來の正式談判の基礎となるべき予備工作をすべき旨の訓令を与えたので、栗野公使は着任以來露国の意嚮を探問せんとした。二月二十四日ラムスドルフ外相は栗野公使に日本政府は極東に於て日露兩國の平和關係及兩國相互の利益を擁護する目的で露国と交友的な協調を遂げることを真実に希望するや、又日英條約第四條と牴觸することなく日露間に別約を結ぶことは可能であるかと質問した。右に關し小村外相は三月十二日栗野公使に日本政府は韓国問題に關し露国との協調を遂げることは衷心より希望し、且日英協約は右の実現を妨ぐるものではない。唯問題は此協調の満足なる基礎及協商開始の時機如何の問題であるが、現今は露国政府内に内訌があるので商議成功は覺束なく事態の發展を注意すべき旨を訓令した。而して三月十

三日在京露国公使イスヴォルスキーは小村と会談し、伊藤・ラムスドルフ間の意見交換の委細については伊藤侯より承知したが、それに関し大臣の私見を承知したいと申出た。小村は之に対し自説を留保すると共に本邦政府に於ては從來常に露国と韓国問題に関し協調を希望し来り、現在に於ても其の態度になんら変更のない旨を確言した。其の内日英協約の締結を以てウィッテ、ラムスドルフ等を攻撃した露国武断派の勢力も漸次薄らぎ、文治派は勢力を恢復し来つたので最早協商談を開始しても良いと考え、小村は七月七日栗野公使に、露公使宣言、滿洲條約の締結及公国大統領訪露の如き事件は日露間の協商を結ばんとする念慮又は其條件に関し露国政府の意見を変更する結果になつたか、又協商の基礎に関し露国政府は現に如何なる思想を有するか等に就いて、公使自身の責任に於て絶対秘密裡に探るべきことを電訓した。七月二十三日栗野公使は上記の電訓に基きラムスドルフ伯と一個人の資格で意見を交換したが、同伯は日本にして日英同盟に依り妨げらるゝことなき以上本件に関する露国の希望は変更した所なく、又伊藤侯の意見及同伯の回答を以て協商の基礎となし得べしと述べた。栗野公使は九月十四日ラムスドルフ伯と更に会談したが、ラムスドルフは韓国又は滿洲に於ける日露両国の権利及勢力の均衡を以て基礎とすることにせば会談に取掛るであらう。尙日本に気受よきローゼンを駐日公使に選任する積である等のことを語つた。右会談により露国側の意向が明かとなつたので小村外相は十一月一日政府の審議を経たものではないが、左記を以て協商の骨子としたき旨を栗野公使に内示した。

- 一、清韓両国ノ独立領土保全及各国ノ商工の企業上所謂機會均等ノ主義ヲ維持スルコトヲ重ネテ言明シ置クコト
- 二、日露両国ハ互ニ其韓国又ハ滿洲ニ於テ現ニ有スル利益ヲ認メ且ツ之カ保護上必要ノ処置ヲ執リ得ルコト

三、日露両国ハ上記ノ利益ヲ保護スル為必要ナルカ又ハ地方ノ騒乱ニ依リ國際的紛擾ヲ惹起スヘキ恐アル時ハ之カ鎮圧ノ為出兵ノ権アルコトヲ認ムルコト

四、日本ハ韓国内政改革ノ為助言及助力(軍事上ノ助力ヲモ込メ)ノ専權ヲ有スルコトヲ露国ニ於テ認ムルコト

五、韓国縱貫鐵道ト東清鐵道及牛莊鐵道トノ連絡ニ関シ露国ハ少クトモ妨礙ヲ与ヘザルヘキコト

尙右の内第四項は特に骨髓とも言ふべきものであることを附言した。然るに右訓令の到着前栗野公使は九月頃本省に何等の指令を請わす左記の私案を露国側に提出した。

一、清韓両帝国ノ独立並ニ領土保全ヲ相互ニ保障スルコト

二、韓国領土ノ何レノ部分ヲモ戰事的又ハ軍略的ノ目的ニ使用セサルヘキコトヲ相互ニ保障スルコト

三、露国ハ韓国ニ於ケル日本國ノ利益ノ優越ナルヲ承認スルヲ以テ韓国ノ事務ニモ亦該國ニ於ケル平和的利益ニ係ル日本國ノ行動ニ干セサルコトヲ保障シ而シテ日本國カ韓帝國ニ於テ左記ノ權利ヲ執行スルコトヲ承認スルコト

甲、商業上及工業上ノ利益ヲ増進スル為ノ行動ノ自由

乙、韓国カ善良政府ノ義務ヲ履行スルニ於テ之ニ助言ヲ与ヘ且ツ之ヲ助力スルコト

丙、叛乱若クハ何等国内紛擾ノ起テ韓国ニ対スル日本國ノ平和的関係ヲ侵迫スルトキハ必要ニ応スル兵員ヲ派遣スルコト但該兵員ハ其任務ヲ果シ次第直ニ撤退セラルヘキコト

丁、守備隊並ニ電信線及鐵道保護ノ為既設ノ警察隊ヲ維持スルコト

四、日本國ハ一八九八年露國ヨリ日本政府ニ通告シタル所ノ旅順口及大連灣ノ租借ヲ承認シ且又滿洲ニ於ケル露國ノ權利及利益ノ保護ノ為ノ自由行動ヲ承認スルコト

五、日露両國間ニ現存スル韓国ニ関スル總テノ約定ハ茲ニ終止シテ効力ヲ有セサルコト

右に關し十一月二十日小村は栗野公使に右覺書提出の尙早に過ぎたこと、及其他我方要望と相容れざる諸点を指摘し注意を与えたが、翌三十六年一月五日更に右私案第一項の「相互保障」を「承認」に改むること、第二項の我讓歩に關しては先方の提案を俟つて考慮するのが得策であること、第四項は現在の鐵道に屬する權利及利益を保護する為に行動の自由を認めるに過ぎずとの意味であるから、鐵道なる文字を挿入して其趣旨を明瞭ならしむべきこと等に付注意を与え、十一月一日付訓令の第一・三・四項の大原則は毫も讓歩の余地ないことを再び訓令した。然しその後露国側は我方の態度探究に努めた模様であつたが、本件は其後なんらの進展を見なかつた。

第二款 露国の滿洲撤兵不実行

明治三十五年四月八日調印の滿洲還附に關する露清協約は、その條項中には獨立國たる清國の主權を毀傷するものもあつた。また北京の最終議定書に於て決定せられた露國の要償額は、ただに直隸省に於けるその失費のみに止まらず、事實滿洲に係るものをも包含したのであるから、これを我が國の要償額の極めて適當なのに比すればもちろん、他列國のそれに比するも露國の要求が頗る過大に失し、その厭きなき欲望は痛く列國を驚かせた。けれども列國は、露清協約の眼目である撤兵の一事に關しては露國がこの上よもや誓約に背馳することはあるまいと思惟し、暫く黙認してその為すところを監視する態度を執つた。

第一期の撤兵期限たる三十五年の十月八日、露國はその規定の撤兵を行つた。即ち同月二日をもつて錦州から駐屯兵を撤退し、翌三日には野戰郵便電信局を閉鎖し、順次に撤兵して遼河に至り、七日迄に規定区域全部の撤兵を了し

た。次に第二期の撤兵期限たる三十六年の四月八日は来た。露國はこの日に於て盛京省の殘部及び吉林省の全部の撤兵を行わねばならなかつた。これ等地方はその広さに於て滿洲の大半を占め、軍事經濟上に於て滿洲の腹心を形成する重要区域であるから、その撤兵の實行如何は我が國にとつて影響極めて大なること論を俟たない。然るに露軍はその誓約を無視し、規定の撤兵に着手する模様なかつたのみならず、三月下旬より露國歩騎砲兵若干は新たに奉天及び遼陽より鴨綠江右岸、鳳凰城、安東県方向に進動し、撤兵期日近ずくと共に却つて營口附近に増兵を行つた。そしてその撤兵期日たる四月八日には、奉天に於ては露軍は一度撤兵の色を示し、現に小部隊は撤退したけれども、残りの大部隊は單に鐵道停車場まで行軍し、後刻再びその旧營舎に帰還した。牛莊にあつては、露國官憲は道合不在の爲め還附の手續が執れないと称して撤兵しない。その実道合は現に露軍のために奉天に抑留せられておつたのである。この第二期撤兵義務の不履行については、當時露國政府部内に於ても異論なかつたのではない。時の陸軍大臣クロバトキンの日露戰役回顧録にいう。

「滿洲撤兵に關しては、関東總督アレキシエフと余との間に意見の相違があつた。余は滿洲の占領は何等利益の伴うなく、かつ露國をして一方にはその韓國に接觸するの故をもつて日本と、他方にはその奉天を領有するの故をもつて清國と、いずれも衝突せしむるに至るべしと信じたから、南滿洲及び奉天からの迅速なる撤兵を絶対必要の件と認めたが、関東總督はこれに反し、南滿洲の永久的占領をもつて露國との交通に対する最良の保障とした。余と蔵相ウキッテとの間にも、北滿洲からの撤兵に關し多少意見の相違があつた。蔵相は鐵道保護のみを目的として國境守備兵を存置するをもつて足れりとするの説であつたが、余は一九〇〇年の義和團事件の際の経験に鑑み、南滿洲から出來得るだけ速かに撤兵した後は吉林、齊齊哈爾、その他鐵道沿線を距る北滿洲の市邑

からも移去し、哈爾濱には不時の事変に備うる僅少の守備兵を置き、そしてこの守備兵は歩兵二ヶないし四ヶ大隊、砲兵一ヶ中隊にて足るべく、かつ松花江に沿うて哈爾濱ハバロフスク間、及び齊齊哈爾ブラゴヴェスチエンスク間の交通守備を若干の兵站線にて依然維持するを必要と認めた。けれどもこれ等意見の相違は、一九〇二年四月の露清協約の批准と共に消滅した。この協約により、露兵は鉄道守備を除く外挙げて北滿洲各地から一定期間に撤退することゝなつたので、西方に再び軍隊を集中せしめんとこの希望を抱いた我が陸軍省は、大いに安堵した。そして第一期の撤兵は約の如く履行せられた。第二期の撤兵期に及び、陸軍省は鋭意これが履行の準備に着手し、前黒龍地方へ引き揚ぐべき兵員のために浦塩ハバロフスク間に兵舎を急造し、輸送計画案も裁可を得軍隊の移動は既に始まり、奉天からは現に撤退したが、この時急にアレキシエフ総督からの命令あつて、撤兵中止となつた。総督の本意は今日に至りなお明瞭でないが、しかも南滿洲の撤兵中止を命令するに至つた従来の方針の一変が、あたかも國務顧問官ベゾブラゾフの第一回極東視察と時を同うせし一事は明瞭である。かくて牛莊も、一旦撤兵した奉天も、露兵再びこれを占領し、鴨緑江の伐材経営は急に活気を呈し、アレキシエフ大將は該経営その他北韓に於ける諸企業に援助を与えんがため、鳳凰城に騎兵を派遣した。かくの如くにして南滿洲の撤兵は、ただにこれを履行しないのみならず、従前占領していなかった地点にさえ入兵せしめ、同時に韓国境上の伐材経営は、その企画者が露都からの訓令に反し、これに政治的及び軍事的性質を加えようと努めたのを敢えて遮止せず、鋭意これを進行せしめた。」

「蔵相ウキツテ、外相ラムスドルフ、及び余の三人は、我が国にして約束の撤兵を依然遷延せしめ、殊にベゾブラゾフの北韓に於ける活動を遮止することが出来なければ、我が国は危険に逢着するを免かれず、と認むるに於て一致した。ベゾブラゾフは鴨緑江流域に露国の軍事的位置を固むべしとの意見であるが、この意見を考案せんがため特に開かれた一九〇三年四月十八日の御前會議に於てわれわれ三大臣は強硬にこれに反対し、鴨緑江に於ける彼の企画にしてなお支持せらるべきものとせば、それは全然商事的基礎の上に企画せられねばならぬと力爭した。殊にウキツテは、露国の極東経営は今後五年ないし十年間は地方の安寧維持を主眼とし

もつて既往着手したものを完成する方針を執らねばならぬと論断し、かつ政府各部の意見は必しも逐一合致しないが、陸外蔵三大臣の關する限りに於てはその間に何等行動の扞格あるを見ずと述べ、ラムスドルフ外相もまた特にベゾブラゾフの滿洲撤兵中止の提案に伴う危険を指摘した。われわれのこれ等意見を聴取せられた皇帝にはこれを嘉納し給ひ、現場の事実を究めかつ日本の真意を確むべく極東視察をし来れと余に命ぜられた」(Gen. Kuropatkin, Capt. Lindsay 英訳, *The Russian Army and the Japanese War*, I, pp. 167-170, 173-174)。

されどウキツテの回顧録によれば、クロバトキンは必しも滿洲撤兵論者でもなかつたようで、すなわち

「露国は露清協約により滿洲の一部から撤兵したが、一九〇三年に至り、清国をして滿洲に於ける我が利益の安固を保障せしむるに非ざる限り自余の撤兵をなすべからずとの論起り、この問題のため閣議が開かれた際、クロバトキンは自分は滿洲は將來露国の領土となるべき一地方と認めなければならぬと述べ、清国その他列国が露国に対して敵抗行動を執らば、寧ろこれを阻止しなければならず、露清協約上の我が權利を直接侵害し来たるも、我が方はこれに抗議しなければならぬ。蓋しこれにより露国は滿洲に關する義務を履行せずともよい口実を得るからであるとの意見であつた」(Yarmolinsky, *The Memoirs of Count Witte*, p. 118)。

とある。

要するに滿洲撤兵実行というが如き緩和なる意見は、当時露国宮廷及び政府部内の積極派には馬耳東風で、同年三月二十七日(露曆)の閣議に於て外相ラムスドルフが條約の規定事項及び關係国の正当利益は尊重せねばならぬ、極東問題の商議解決は外交官の手に於てなさねばならぬと論じたのに対し、内相プレーヴは、露国の今日あるは外交官の力ではなくして銃剣の力である。極東問題は外交官のペンに依頼しないで銃剣で解決するを要すると傲語した程で

あつた。

此頃三十六年三月に、清国皇族載振は第五回内国勲業博覽会に際し觀覽の名義の下に來朝して、慶親王に代つて明治天皇に謁見し日清協商の締結を奏せんとし、小村外相を通じて天皇の意向を伺候した。依つて小村は三月三日此事を上奏すると共に、今日公然日清協商を締結するが如きことあらば、徒らに露国その他の諸国を刺戟し日清兩國に對する嫉視を増加するのみなるを以て、名を捨て実を取り現今のごとく以心伝心兩國親交の実を著ぐるに如かない。尙お開議をつくして可否を伺い申し上げたいと奏上した。天皇は外相の奏上を可とし載振に對しては三月二十五日頃微行にて來朝さるゝ様告げしめた。併し載振は結局四月二十九日神戸に來朝、阪神間に滯留博覽会を觀覽し五月二十一日參内謁見し二十三日歸國の途に就き、其の意向は達せられなかつたのである。

露国が事實第二期撤兵を行わず、また行ふ意なき情勢を見た清国政府は、露国代理公使ブランソンに對し撤兵不実行の事由を質したが、その答にいう。一は撤兵準備の整い兼ねたこと。一は本国政府に於て現に歸國中なるレツサー公使がその静養先から歸都するを俟つて親しく滿洲の状況を諮問するの要あるがため、撤兵その事は多少の遅延はあるが必ず実行せられるだらう。露国は撤兵協約の規定を遵守して取違ひする意はない。しかも奉天に於ては、露兵の一部は多少の撤退を行つたけれども、なお城内に残留する兵員一千を算し、露国軍政官は依然同地に駐在し、營口その他要地に於ける露軍の占領はこれまた依然旧の如く、滿洲に於ける露軍の行動はブランソンの確言せるものと符合せず、そして露国は撤兵の実行に關し、代償的に何等か特殊の利権讓与を清国に強要するの意と見られた。果然同四月十九日、駐清内田公使から急電があつた。露国公使は十八日夜をもつて滿洲撤兵に關し新たに七カ條の

要求を清国政府に提出した。その要求事項四月二十五日内田公使の入手せしところに拠るに左の如くであつた。

- (一) 露国から清国に還附すべき土地は何れの部分を問はず、就中營口並びに遼河水域に属する地方は如何なる事情に於てを論せず、これを別國に讓与し、売却し、または租与することを得ない。若し右等の事實あるに於ては、露国はこれをもつて自國に對する脅威と看做し、自國の利益を保護するため断然たる措置を執ること。
- (二) 蒙古全疆の政治組織は、これを變更するに於ては必然民人の動亂を惹起し、延いて露國の境界一帯の治安を攪亂するに至るからこれを變更することを得ざることを。
- (三) 清国政府は、予め露国政府に知照することなくして滿洲に於て新たに港口城市を開き、またはこれ等の市港に於て外國領事の駐在を許すことを得ざることを。
- (四) 清国北方に於ては露國の利益が優越であるから、清国に於て行政事務のため外國人を聘用することあるも、右外國人の権力は清国北方（直隸省を含む）の事務に及ぶことを得ない。若し清国にして北清地方に於ける各般の行政事務のため外國人を聘用せんと欲するときは、露國人管理の下に特別の官署を設くべきで、例へば清国若し礦務のために外國人を聘用することあるも、右外人は蒙古及び滿洲の礦務に對して何等の權力をも有することなく、これ等の事務は全然露國技師の手に委任せらるべきものたること。

(四) 露国は營口及び旅順に於て、並びに普く盛京省を通じて電信線を有する。そしてこれ等の諸線と營口北京間の清国電柱に架設せる露国電線とを通聯するは極めて緊要なので、營口旅順間、並びに盛京省内各地の電線の存在する限りは、營口北京間の露国電線もまた維持せらるべきこと。

(六) 營口税関の収入金は、同地還附後に於ても依然現在通り露清銀行に預け入るべきこと。

(六) 占領中露國臣民及び外國会社が滿洲に於て正当に獲得したる權利は、撤兵後も引き続き効力を有すべきこと。かつ鐵道沿線各

地に於ける民衆の生命を安固にするは露国の義務に属するので、鉄道列車による旅客及び貨物の輸送に伴い流行病の北京地方に蔓延するを防ぐため營口還附後同地に検疫局を設くるの要がある。露国民政官はこれのため最良の方法を講ずべきである。税関長並びに税関医には露国人を採用し、これを総税務司監督の下に置く。該員等は忠実にその職務を行い、海關の利益を保護すべき、かつ流行病の露国領域に蔓延するを防ぐため充分尽力すべきである。前記の官職には露国人以外の外国人を採用することを得ない。右の外別に衛生局を設け、海關道を長官とし、外国領事、税関長、税関医並びに東清鐵道会社代理人をもつて参事員とする。該局の設立とその事務の經理に関しては、海關道は露国領事と協議すべく、また海關道はこれが費用を得るため最良の方法を講ずべきである。

露国の右新要求提出を報じた内田公使の急電が帝都に到達した時には、小村は第五回内閣博覧會開會式に参列のため、桂以下閣僚と共に鳳輦に扈從して大阪にあつた。小村は大阪にて右の急電を閲し、折返し訓電を發し、新要求の精確なる性質範圍を確めしめると同時に、直ちに慶親王に對しいやしくも清国の主權及び領土保全を毀損し、若しくは滿洲に於ける列國條約上の權利利益を傷害すべき譲与を露国に許与することの清国に取りて危険なること。滿洲問題に關し從來日本が清国に与えた友誼的援助に鑑み、日本政府は清国に於て日本政府の確知及び同意を俟たずして如上の譲与を許諾することはないと信ずることを告げしめ、別に桂首相と謀り、かつ伊藤樞相を促し、翌二十一日相共に京都に到り、山県を無隣庵に訪うて密議を凝し、我が国の位地を支持するについては百難を排してこれに當るべく、朝鮮は如何なる困難に逢着するも断じてこれを手離さないというに相一致した。特に小村と桂とは、この時をもつて時局の前途に對し確乎不拔の決心を固めたのである。

小村は二十二日歸京して直ちに英米兩國政府との協同措置を講じ、その結果在北京英米兩國公使も交々慶親王に對

し同様の警告を与えた。殊に当時日米兩國は、前年の北京議定書に基いて追加通商條約に關し上海に於て清国代表者との間に商議中で、我が政府は滿洲に於て新たに奉天及び大東溝を、また米國政府は哈爾濱、奉天及び大孤山の市港開放を提議した。露国の要求の(三)は日米兩國政府のこの提議に牴觸するものであつたから、米國政府は一面その駐清公使をしてこの点についても清国政府に警告せしめ、他の一面には駐露大使をして露国政府の注意を喚起せしめた。然るに露国外相は、露国が滿洲撤兵に關し清国政府と協商中なることは否認せぬが、この協商に於て露国が滿洲の市港を外國貿易に向つて閉鎖し、若しくは公職に傭聘する外國人を露国人に限り、また露国人のために何等利益を独占しようとしているというが如きは全然無根の報道であると断言し、撤兵の遅延するのは清国政府に於て果して露清協約所定の義務を履行したか否かを確知する必要あつたからであると辯疏し、駐米露国大使カシニーの如きは、露国の新要求に對する米国の輿論驚しきを見て、滿洲に於ける米国の利益は露国官憲に於て充分これを保護するから、米國は滿洲に領事官を駐在せしめるの要はない。若し又外國領事の滿洲駐在を許容すれば、英國はこれを利用して米國商業の發展を妨げ、絶えず米国の利益に反抗するであらうとの詭辯を弄して任国の輿論を一転せしめようとした。當時露国は、日英兩國よりの故障抗議は冷然度外視するの態度であつたが、獨り米國に對しては特にその野心を買うに汲々とした所以のものは、要するに露国が將來その利源を開発するについて多額の資本を米國に仰ぐと欲したからであらう。露国は仏國との同盟成立以來、パリで起債したものの既に十五億フラン内外の巨額に達し、この上資本の供給を仏國に求めるは容易でない。獨国は己の資本を己の用途に支弁するに忙しく、英國はその資本を自國に對する敵抗行為に利用せられることをもちろん欲しない。故に露国は勢いこれを米國市場に依頼せねばならぬ状態であつ

た。されど米国は、滿洲の門戸が露国によつて鎖さるゝを欲しないから、清国に警告を加うるには常に日英兩國とその歩調を一にした。

日英米三国の警告を受けた清国政府は、四月二十七日露国公使に対し要求全部拒絶の照覆を發し、滿洲還附に関するさきの協約の遲滞なき履行を要請した。同公使は改めて慶親王に対し、

- 一、遼河水域を他国に譲渡せざること
- 二、滿洲に於て新に市及港を開かず之に外国領事の駐在を許さざること
- 三、蒙古の行政組織を変更せざること
- 四、外国人を聘用せざること

を要求し、清国政府にしてこの保障を露国に与うるに於ては、露国は直ちに撤兵に着手するであろうと声明したが、慶親王はこれを拒絶した。同公使は書面の回答を求めた。慶親王は、同月三十日外務部をして公文で回答せしめたが、彼はその文辭の婉曲であつたのを奇貨とし、折返し外務部に対し、清国政府に於て露国の要求せる保障を与えられたのは自分の満足するところであると覆答したので、慶親王は早速外務部侍郎を露館に遣はし、外務部公文の意味は露国の要求に應じることの出来ない所以を説明したに過ぎないと辯明せしめたなどの行違ひもあつた。小村は在北京露国公使のかかる言動に顧み、五月二日英米駐劄本邦公使を通じ露国の態度に關し任国政府の注意を喚起し、露国政府の弁明あるに拘らずこの際北京に於ける露国の行動を鋭く監視するの要を力説した。米国政府が如何に露国の態度に呆れ

たかは、國務長官ヘーの五月十二日付にて大統領ローズヴェルトに送つた手東に「露国政府はいわゆる七カ條要求を清国政府に提出したことはないとカシニー大使は余に、露国外相ラムスドルフはマツコーミツク氏（在露都米国大使）に明確に証言したに拘らず、事實露国はこれを清国政府に要求しつゝあること毫も疑を容れない。余はカシニーに露国現下の侵略的方針は必然各国の支那分割を促すの結果となるべきを語つたのに、彼は『各国は既にこれに着手した、支那は崩潰しつゝある、露国はその別け前に与かるの権利がある』と憚らず答えた」(Thayer, Life and Letters of John Hay, II. p. 368) とあるにても解かる。

当時レッサーは途次旅順に立寄り、五月二十九日を以て北京に帰任した。彼れ由来ウキツテ、ラムスドルフ等謂ゆる文治派に隸屬すると称せられし者である。故に以て彼の帰任は、露国政府の累次の声明を現実にし、滿洲還附のことが愈々行わるべき歟と清廷の内外には觸測する者もあつた。が事實露本国にありては、宮廷の勢力は全く武断派の手に落ち、文治派の發言全く重きを成さなかつたから、多犬の期待をレッサー其の人に俟つの効なきは初めより知れて居つた。而も清廷にあつては、レッサーの帰任に依りて一道の光明を彼我折衝の上に見出さんと翹望し、之が為め成るべく露国の感情を害せざらんを欲するに汲々たる風で、随つて当時上海に於て進行中なりし日米兩國との通商談判に於ても、清国は容易に滿洲開市場開設に關する要求を承諾せず、慶親王も亦病に託して兎角に日英米三国公使との会見を避けんとするの状であつた。去れば小村は内田公使に訓令し、百方清国当路者に鞭撻を加え、レッサーとの折衝に強硬の態度を支持せしめんとするに怠らなかつた。六月十日、レッサーは慶親王と帰任後第一回の会見をした。此の会見に於てレッサーは、清国が露国の要求を他国に漏告し、且躁急に之を拒絶したのを詰り、露国の面目を

全うせんが爲めにさきの要求を再考せられたいと要求した。其の際慶親王に於ては、倉卒にも露国要求中の檢疫事務及び牛莊税関収入金預入の項に關し多少の言質を与えたるの事情がある。爾來露清兩國の交渉は、露国当局者の再三の打消しに拘らず、事實に於ては前述の七カ條の要求を基礎として継続せられたが、清国政府は日英米三国公使に助言を求めないばかりか、却つてその容喙を好まないの色を示した。内田公使は六月十八日外務部を訪問し奉天及大東溝の開放を促し又撤兵の交渉條件は悉く之を拒絶すべきを勧告した。翌十九日英國代理公使の慶親王を訪問した際の如き、親王は露国公使との談判は清国にとり満足な解決に至る見込みありといふ、その談判は清国の獨立及び領土保全、または各国の權利利益に毫末の關係のない條件で行われている、清国はもはや独力で滿洲を回復するを得るであろうとまで述べ、殊に同代理公使が滿洲新開港市場の件について重ねて勧告をなすや、親王はそれは全く通商の發達如何に由るもので、清国政府が他国に關係なくその一存にて決定するべきものであるとさえいつた。けれど慶親王は露国の要求中二、三の點に満足を与えて事を速かに解決しようと欲したようで、一方に於てはその露国公使にあてた覺書に於て、清国は營口の檢疫事務及び海關收入預金の件に關し撤兵後露国と協商することに意あることを聲明し、他の一方に於ては、滿洲市港開放の件に關し露国の故障を理由として日米兩國の提案に反對したが如き、もつて露国の強圧の前に漸次屈伏し來たつた状が見える。しかも露公使は清国政府の覺書をもつて未だ露国の満足を買うに足らずとし、六月二十四日これを外務部に返付し、程なく旅順に於ける文武官會議に列席のため北京を出發したので、露清の談判は一時中絶となつた。

これより先露国陸軍大臣クロバトキンは勅命により四月二十八日極東視察の途に上り、先づ沿海州から大連旅順を巡視し、さらに浦塩から軍艦にて神戸に來り、六月十二日陸路東京に來た。我が政府は國賓の礼をもつて待ち、芝離宮をその旅館に充て、寺内陸相を接待主任とし、補佐するに村田中将（惇）、田中大佐（義一）等をもつてし、十二分の優遇を表し、併せて將軍の安全を期するについて周到な手筈を施した。彼れの來遊は四月十八日の露廷御前會議に於ける勅命によれるもので、滿洲問題の發生とは偶然時を同うしたに過ぎなかつたけれども、時はあたかも問題の高潮時に際したのみならず、彼が位地職掌にも鑑み、その尋常一様の觀光客をもつて目すべからざるものであつた。彼は一個人としては仮に非戰論者であつたとするも、職務柄として自然目を鋭く我が對露態度、殊に我が軍事施設の上に注いだは論を俟たない。けれども寺内は努めて虚心平氣をもつて応酬に當り軍衛工廠等をその欲するが儘に案内し、もつて我が國の何等露国に備うるところなきを示した。しかも他の一面に於て、適當の範圍に於て我が國の位地及び態度を彼に明知せしめるは、これまた機宜の措置であつた。

彼の來日に際し、小村は伊藤博文をしてクロバトキンに会见させ何らか局面の進展を計らんとしたが如くである。即ち原敬の六月十二日の日記に「伊藤の内話に、小村來りて今回來朝の露国陸相に對して日露協商談を試むる事を伊藤に求めたりと云ふに……然らば此の際には黙して關係せざる方上策なり、現内閣は成功あれば自ら之を取り不成功は皆閣下の罪に歸す。所謂伊藤侯恐露病にて困るなどの言をなすなり……現内閣は日英同盟の殆んど無効なる失錯を掩はんが爲め種々の悪策を弄するものなり、決して深入なすべからずと忠告せしに伊藤も同感なるが如く、現に其職に在らざれば露に對して開談しようもなしと小村に云ひたりなど談話せり」と其の間の消息を伝えている。

されば小村と滯京中の彼との会見に於て交換された談話には頗る味うべきものがあつた。クロバトキンは先ず自分は何等公然の使命を帯びないのでその語るところは全然一己の資格に過ぎないといひ、日本と完全な協調を遂げることは自分の宿望であると述べ、旅順及び浦塩港に達する鉄道の露国にとり頗る重要なこと、随つて該鉄道の安固を確保する必要あること、該鉄道の敷設及び維持費の莫大なこと、並びに満洲撤兵に関し幾多の困難あつて露国政府は慎重熟慮中であること等を縷々辯明した。小村はこれに対し、自分の答うところもまた一己の私見に過ぎないといふ。

「鉄道保護と撤兵とは全然別個の問題である。自分は露国の清国に対する政策及び列国に対する証言とに鑑み、露国の満洲撤兵の意図に全幅の信用を置かぬではないが、しかも自分は近時満洲に於ける露国の行動に対して当然の憂慮を感じざるを得ない。自分は露国が永久に満洲を占領せんとするに對し二つの見地から異議がある。第一は、右は韓国の安全に對し不断の侵迫となる。しかも韓国の独立と保全とは、日本が万難を排して擁護せざる能はざるところである。第二は、右は遂に清国分割の端緒となる。何となれば他の列国をして清帝国の他の部分に於てその各自の勢域と称するところに対し同様の要求をする口実を得せしむるものであるからである。故に清国に於て最大緊切の利害關係を有する日露両国は、両国にとり均しく不利なる右様の結果を惹起すべき行動は一切避くるに注意せねばならぬ。」

と述べたのに対し、クロバトキンは清国分割を不可とするは同感であると答へ、

「さりながら満洲に於ける露国の位地たる、清国に於て特殊の利益を有すると主張する他の列強、例へば山東に於ける独国の如きとは全然相異なるの一事は、これを諒知あるよう希望する。韓国に至つては、韓国は露国の隣邦であるけれども、両国は單に少距離に於て境壤相接するのみであるから、露国の見地よりすればその重要程度は第二位に過ぎない。」

と述べ、露国は韓国の疆域に對し何等の企圖を有しないことを確言し、さらに日本と何等かの協調を遂げようとの希望を反覆し、日露両国政府が坦懷交誼の精神をもつてこの問題を研究するよう切望するの意を表した。

クロバトキンは東京滞在四日の後予定に従い京を辭し、直路旅順に赴こうとした折、露帝から「今旅順への途上にあるベゾブラゾフの同地到着迄は卿は日本に滞在すべし」との勅電に接した。つまりベゾブラゾフの鴨綠江企業に異議を有するクロバトキンが先んじて旅順に入つたならば、彼がその反対意見をもつてアレキシエフを動かすことを憂慮した一味徒党が、帝を動かしてクロバトキンの先着を牽制せしめたのである。クロバトキンはこの勅電に接して當惑した。今さら滯京期間を延ばすも日本政府側に対して工合が悪い。そこで退京は予定の如くにし、名を所勞に藉りて数日を海浜に打ち過すことに決し、予定の通り六月十六日東京を辭し、須磨明石の風光を悠々賞しつゝ九州に入り漸く二十八日長崎を發し、三十日旅順に入つた。旅順では、ベゾブラゾフは既に先着してアレキシエフとの商議を終えたところであつたが、クロバトキンの來着を機とし、別に哈爾賓駐屯軍司令官チヤコフ中將、レッサー駐清公使バヴロフ駐韓公使等來會し、アレキシエフ大將主宰の下に連日に亘つて極東問題に関する重要會議があつた。時人はこれを旅順會議と稱した。クロバトキンはこの會議に参加し、終つて七月十三日、ベゾブラゾフは翌十四日、いずれも旅順を發し歸国の途に就いた。クロバトキンの回顧録に曰う。

「余は日本に於て最も鄭重親切の待遇を受けた。余は日本政府は露国との衝突を避くる希望を有するを知り、露国は満洲に於て既定の約束を完全に履行し、かつ韓国のことに干渉するを避くるの要を感じた。余は露国にしてベゾブラゾフ及びその会社の計画を認許するに於ては、衝突の危険は遂に免かるべからずと見、この結論を露都に電報した。……………一九〇三年七月の旅順會議は、

露国の威威を損することなくして満洲問題を解決するの手段を出来得べくんば見出さんとの目的で招集せられたもので、この會議に出席したのはアレキシエフ大將及び余の外、駐清公使レッサー、駐韓公使パウロフ、ヴォガツク少將、國務顧問官ベゾブラゾフ、及び外交事務官フランソンである。……同會議に於ては、アレキシエフ大將、レッサー、パウロフ及び余は、鴨綠江の企画は純然たる商事的性質のものたらしめざるべからずというに衷心一致したのみならず、余は寧ろその抛棄説まで持ち出した。余は該企画に従事する幾多の陸軍將校の召喚論を提議し、該計画の軍事的及び政治的方面を担当するマドリットフ中佐に対し、その事務は參謀官の制服を着用する將校には不適當と認むので、官職を辭するか担当を斷るか二者その一出でよと勸告した。彼は辭職を申し出た。……われわれは極東に於ける我が経営をして開戦に導くことなからしめよとの皇帝の勸諭を知つてゐるから、その勸諭に副わしむべき手段を攻究したが、これについては種々の意見の相違あつたけれども、根本の諸問題については全然一致を見た。特に、(一)満洲問題に關しては七月三日の會議に於て、滿洲の併呑はこれに伴う異常の離閼及び莫大の行政費に鑑み、主義として望ましからざることを、この結論は當に南滿洲全体としてのみでなく、北滿洲地方にも適用すべきこと。(二)韓國問題に關しては、七月二日の會議に於て、韓國の全部はもちろん、その北部の占領とても、露國に不利なるが故に望ましからざること、特に鴨綠江流域に於ける我が活動は、日本をして露國は韓半島の北部を攫取するものとの危懼を抱かしむべき理由となることを議決した。……アレキシエフ大將は幾たびか余に對し、その全然ベゾブラゾフの企画に反對なることを、自身は全力を尽して彼を抑止していること、自身は平和的日露協商論者なることを誓言したから、余は全然われわれの手に於て日本との衝突を避くるを得べきを確信し、旅順を發して歸路の途についた。余の極東視察の結果は、同年八月六日付をもつて皇帝へ捧呈せる特別復命書に詳悉して置いたが、この復命書に於て余は滿洲に於ける不定の状態、及び韓國に於けるベゾブラゾフの冒險的企画を速かに熄止せしむるにあらずんば、日本との衝突は免かるべからず、との意見を充分の確信をもつて披瀝した。この復命書の写はこれを外務大藏兩大臣にも送付したが彼等いずれも同感を表した。」

思うにウキツテ及びラムスドルフはもちろん、曾ては一時滿洲非撤兵論を持したクロバトキンとても、その東遊前後からして比較的穩健の意見を抱き來たつたのは疑ないようである。アレキシエフ大將は、明治三十八年一月、旅順の陥落後程なく降將ステツセルがわが接待員に語つた所によれば、アレキシエフは寧ろ開戦に反對で、真に開戦を主張したのはヴォガツク少將その人であつた。ヴォガツクはこれよりさき、在本邦露國公使館附として我が國情を視、日本軍隊何かあらんと竊に人に語つたことは、當時世に知れ渡つたところである。彼は同時に在北京露國公使館附を兼ねていた。彼は清廷に對する滿洲密約談判にも參加した。その折彼は清廷大官に對し強圧威嚇の言を放て清國側が「かかる訂約をすれば外國から重大の故障に遭うを避け難し」と述べるやヴォガツクは「外國とは何れの國のことなるや、ナニ日本のこととや、日本が……アハハハ」と哄声嘲笑したが如き、眼中に日本なく、かつそのなきを得々人に銜い示さんとする状態であつた。彼が、開戦論者であつたことは、何人も疑わなかつたが、しかも真に露廷を動かし開戦に至らしめた者は寧ろ國務顧問官ベゾブラゾフその人で、その他内務大臣ブレーヴ、侍從武官アバサ海軍少將であつた。アレキシエフの如きは一面にはクロバトキンに對しその鴨綠江森林經營反對論に共鳴しつゝ、他の一面にはベゾブラゾフの該經營進行論に賛成するような兩股主義であつたと言われている。

ベゾブラゾフの人となりに一瞥を与えるは、当年の時局の趨勢を知るに於て無用でない。彼は當時露國近衛の一聯隊長たりしベゾブラゾフ少將の実兄で、当年五十余歳であつた。少壯の時軍職にあつたが、早くこれを退き、二、三の小事業を試み、次いで宮内省狩獵局の小吏となり、累進して同局長となつた後野に下り、雑多の事業に身を委ねたが、彼は才辯に秀で、再び宮内高官の職位を得た。その後帝の内命で彼は滿洲を視察したが、帰聖後は鴨綠江沿岸の

伐材請負運動に着手し、皇室及び諸皇族の間に利益の莫大なるを吹聴し、皇室財産の増殖を名として資金を醸出せしめ、特にニコラス帝自身よりも巨額の内帑金を引出し、そして彼はこれをもつて後日有名となつた木材会社を設立した。

彼は露国の政權を一手に掌握するの匪望を抱き、先ず功を満洲併呑に樹てようと志し、それがためウキツテ、ラムスドルフ等の平和派を排斥し、専らアレキシエフ、ヴォガツクを己の爪牙として荐りに主戦熱を宮廷の内外に鼓吹し、遂に國を誤らしめるに至つた。

さて旅順會議の結果如何は当時盛に世に揣摩せられたが、果然同會議の後、露国の満洲に於ける軍事行動は急に一段の活氣を加えた。すなわち露国は新たに本国及び西比利から陸続大兵を哈爾濱方面に輸送し、満洲各地には撤兵を行わないのみか却つてその兵力を増加し、鴨綠江方面に対する活動もますます急調を呈し、鳳凰城安東県一帶の要地はこれを全然露国の支配下に置き、旅順の要塞を固め糧秣を集積し、艦隊を極東に増派し、そして八月に入り、極東總督府設置に関する勅命が出て、アレキシエフは極東總督に任ぜられた。この一事は、露国の極東経営史上に一紀元を作つたもので、又実に露国宮廷内に於ける文治武断兩派の勢力の消長を語る重要事件であつた。

右の極東總督府設置のことは外相ラムスドルフ、蔵相ウキツテ、その他いわゆる文治派の面々は事前知るところなく、陸相クロバトキンすらこれに与らなかつた。クロバトキンの如きはこの設置を見て痛く驚き、八月十五日閣下に骸骨を乞うたが、優詔あつて僅に思い止まつたとある。同府の新設もアレキシエフの新任も、専らベゾブラゾフの画策によるもので、その結果武断派の勢力は弥が上加わり、ウキツテは程なく大臣委員會議長の閑職に左遷せられ

た。同時に武断派の極東に対する軍事行動は更に一段の急調を呈し、二千五百万留の臨時費は新たに國庫より支出せられ、九月より十月に亘り、従来の増兵に加え更に欧露から満洲へ派遣すべき二ヶ旅団を動員し、西比利鉄道は線路破損を名とし普通貨物の取扱を拒絶し、専ら増遣兵と軍需品の輸送に充用し、別に十数輛の病院列車を露都から極東に廻送し、海軍もその既に極東に廻航せしめた有力の艦艇に更に戦艦數隻を加えた。

他の一方に於ては、在北京露国公使は九月六日、清国政府に対し、さきの提案七カ條を撤回し、改めて満洲還附撤兵実行の條件として左記の新要求を提出した。

- (一) 清国は満洲三省を何れの外国にも譲与せざること、また該三省の地域はその大小を問わず、租与、抵当、その他何等の方法に於てもこれを処分せざるべきを保障すること。
- (二) 露国は松花江の沿岸各地に埠頭を建設し、かつ同江を航行する船舶並びに沿岸の電信線保護のため必要の軍隊を駐屯せしむべく、また齊々哈爾、墨爾根、及びブラゴヴェシエンスク間の沿道各地に停車場を設置するを得ること。
- (三) 鉄道により輸送する貨物に対しては特別の重税を課すべからず、また同貨物にして甲停車場から乙停車場に転送せらるゝものに対しては、陸路または水路により輸送せらるゝ貨物に対して課するより多額の税を課せざること。
- (四) 撤兵後満洲各地に於ける露清銀行の支店は満洲將軍部下の軍隊にてこれを保護すべく、その費用は同銀行に於て支出すること。

(五) 清国官憲は牛莊に於て伝染病輸入予防のため上海天津等の地に行わるゝ方法により必要なる措置を執るべく、露国もまた東清鐵道所屬の各地に於て必要の施設を為すべきこと。そして右に関する露清兩國官憲の措置を劃一ならしむるため、防疫事務を掌理する道台駐在地に露国医師を聘すべきこと。

露国公使は清国政府にして右の條件を承諾するに於ては、盛京省に於ける軍隊は即時、吉林省中吉林城、伊通州、寬城子、没沙子、及び宅頼明に於ける軍隊は四カ月以内、吉林省中寧古塔、阿什河、並に黒龍江省中齊齊哈爾及び海拉爾に於ける軍隊は一カ年以内にいずれも撤退すべく、但し滿洲に外国居留地を設置するには反対なりと声明した。

この新要求に關し、小村は内田公使をして、慶親王に對し嚴重なる警告を与えしめ、その結果親王は九月十五日を以て露国の要求を峻拒し「清国政府はさきの滿洲還附條約により速かに規定の撤兵を行われることを切望する。露国にして何等か要求をしようとならば、撤兵実行の暁を俟つて商議致そう」との旨を照覆したので、露国の要求は再び頓挫した。

斯の如くにして小村の勸告により露国の再要求を拒絶した清国政府は、滿洲撤兵の第三期の近づくに及び、さらに三省將軍に命ずるに還附地受領の任をもつてし、これを露国公使に通牒したが、同公使は滿洲は今や全然アレキシエフ總督の管理の下にある。自分は干与するを得ないと答へ、駐露清国公使はこれを露国政府へ訴えたが、露国外相はアレキシエフ總督の行動は總て皇帝の直裁に属すと答える以外に、言を左右に托して応じない。

この間に於て、鴨綠江方面に於ける露兵の侵略的態度は殊に顯著となり、露兵は遂に同江を逾えて韓国内に侵入した。是より先蔵相ウキツテはこの状態を憂へ、同三十四年十一月二十八日付（露曆）にて外相ラムスドルフに書束を送り、

「我が露国にして平和的方法かつ互諒の方針にて日本との誤解を一掃せざる限り、露国は日本と遂に兵火の衝突を来すべき不斷の脅威の下に立つのみならず、我が對清關係を安定せしむることも不可能と余は確信する。近き将来に於て日本と兵火の衝突を見るが如きは、露国にとつて最大の不幸であらう。余は我が露国の勝利を疑わなければ、この勝利は頗る高価のもので、かつ經濟

的に大打撃を露国に蒙らしめる。殊に最も重大視すべき一事は、遠き韓国を取らんがために日本と戦うが如きは、露国人の眼には義戦と映せず、そしてその胸中の不平不満は、平時すら痛切に感ずる我が露国民の内政状態の驚くべき現象を一層嚴烈に誘導するに至るべきことである。時局不利とならば、韓国の如きは寧ろ全然これを抛棄するを賢とす、との卑見を忌憚なく披瀝するは余が義務と思惟する。日本との兵火の衝突と韓国の全然抛棄との二者その一を択ぶべくんば、余は躊躇なく後者を択ばんと欲す。」

と述べて日本と覇を朝鮮に争う危険を指摘した。けれどもウキツテの穩健なるこの意見は、到底ベゾブラゾフ一派の野望を遮止し得べくもなかつた。彼等は歩一步韓国に喰い込み、パヴロフ駐韓公使はその願使の下に韓国政府に對し、露国木材会社の採伐経営着手のことを通告し他面露国は名を木材会社の施設に装い、竊に軍器を鴨綠江下流地方に輸送し、数十名の露人は龍岩浦に現われ、土地家屋を買収し、清韓人を使役して堤防棧橋等を建築し、別に巨多の銃器彈藥を密かに大東溝に輸入し、更に露人の一隊は馬賊数十名を率いて義州に入り、白馬山の伐材に着手した。露兵は森林保護を名として大拳龍岩浦に来たり、同地を占領し、永住の計画に着手した。韓国政府は露兵の撤退を要求したが、露国は肯しないで、却つてその兵を増加した。そして別に森林保護隊の司令部は鳳凰城に設けられ、兵員一千有余を駐屯せしめ、そして森林経営の基礎鞏固となると共に、露国は韓国政府に對し改めて龍岩浦の租借を要求した。

露国の為すところかくの如く、到底單純なる森林経営の附帯施設と認め難かつたので、小村は韓国政府に忠告して引き続き露国の行動を非認するの態度を固く執らしめると同時に、同政府に説くに速かに義州の開港を實行して露国の行動を牽制する必要をもつてし、在京城英國公使もまた我が駐韓林公使と協同して韓廷を促した。韓廷にてもその意向に傾いたが、パヴロフは韓廷の内外に對し滿洲に於ける露国の優勢を吹聴し、義州の開港に執拗の反対を試み、

甚しきは韓帝に向つて露国は場合によりては兵力をもつてこれを妨礙するをも辞せずと威嚇し、もつて韓国政府をますます路阻逡巡せしめた。林は一日パヴロフに面晤の折、「義州開放に対する露国の態度は毫も理由なきのみならず、露国はその鴨緑江岸に於ける経営をもつて韓国との原約に基く平和の施設なりと標榜するに拘らず義州の開放を阻碍するは甚だもつてその意を得ず」と談じたのに、パヴロフは「満洲の現状に於て鴨緑江岸の開放はその清韓いづれの側たるを問わず、露国の利益に害があるので、自分は韓国政府をして此の際義州を開放することなからしむるよう訓令を受けている」と答えた。その後駐露栗野公使に対し露国外相の答えたところもこれと同一轍であつた。かくの如く露国は義州の開放に反対しつゝ一方には龍岩浦の経営は韓国政府の異議に拘らず着々その歩を進め、安東、興龍岩浦の間に電信線をも架設した。小村は露国の龍岩浦経営をもつて我が利益を脅迫するはもちろん、特に右の電信線架設は明治十六年の日韓條約、すなわち「日本の海陸電信線と利益の相容れざる電信線は他国政府及び会社に許可せず」との規約に抵触するから、林をして韓国政府に抗議せしめた。同政府は義州及び龍川の郡守に電信線の撤去を命じたけれども、露兵は応ぜず、これを露国公使に要求しても要領を得ない。韓国政府ここに於てか更に命を該兩郡守に下し、電柱を悉く撤去せしめた。露国公使は電信線架設は木材会社の当然の権利であると主張し、右の撤去に対する韓国政府の損害賠償金はこれを木材会社の上納税金より差し引くべしといい、頑として退かなかつた。

かくて前述の龍岩浦租借要求は、露国の強圧の下に韓国政府をして承諾するの已むなきに至らしめ、同八月二十三日これに関する協定は森林監理趙性協と露国木材会社代弁者ボウコスとの間に成立した。この租借協定の目的は、露国が龍岩浦に於て従来違法に施設し來たつたところのものを、韓国政府の承諾を得て適法のものに化せしめようとし

たに外ならない。林は小村の訓令の下に強硬の抗議を韓国政府に致し、同政府にして若し露国の要求を容れるならば、日本はその権利利益の擁護上適宜の措置に出るであろうと警告し、日を期して回答を求めた結果、韓国政府は「本件契約は韓国政府に於て有効のものと認めず」との声明をなした。然るにパヴロフは依然その実行の強請を反覆し、その間に於て龍岩浦には堡壘工事を起し、豆満江方面露韓の境上には若干の哨兵を置き、鴨緑江口斗流浦には望樓を建て、韓廷の筆舌の抗争をもつてしては露国の決心を翻さしめる効がなかつた。

第三款 日露の交渉

上來記述せる露国の満洲に対する事実的占領及び韓国境上に於ける侵略的行動は、我國の滿韓に於て有する權利々益を侵害すること論なく、これをその為すが儘に委せんか、日露兩國の衝突に至る危険を包蔵している。韓国の独立及び領土保全は我が国の康寧と安全のため緊要欠くべからざるはもちろんで、露国にして満洲を占領するに至らば、さきに小村がクロパトキンに指摘したように、韓国に対する不断の侵迫となると同時に、清国分割の端緒となるを免れない。ここに於てか小村は、政府の執り來たつた従來の方針に一步を進め、露国政府との直接交渉に因り時局の解決を図るの必要を認めた。小村は曾て公使として露都に駐割した折にも、極東將來の平和について日露の間に一協商を取り結ぶの利を認め、露国側の意向を探つたことがあつた。けれども露国外相のこれに対する極めて冷淡な態度は、小村をして外交手段にて日露の關係を平和的に解決するの至難なるを感じしめたが、ともあれ小村は時局の解決に向つて及ぶ限りの平和手段を尽すの順序を取つてこれに當るの須要なるを認めた。そして前項に述べた四月廿一日

の京都無隣庵會議もまた大体に於てその必要を肯認した。されば小村は六月上旬、案を具して首相桂に献策し、その結果クロパトキンの退京後一週日を経た六月二十三日、改めて對露問題に關する御前會議は開かれた。席に列したのは伊藤、山県、大山、松方、井上の諸元老、並に首相桂、陸相寺内、海相山本、及び小村の九名であつた。小村はその際一篇の對露交渉意見書を提出した。

東亞ノ時局ニ顧ミ其ノ将来ヲ慮ルニ於テ帝國ノ執ルヘキ政策ハ其ノ細目ニ入レバ素ヨリ多岐ナルモ要ハ帝國ノ防衛ト經濟的活動トヲ主眼トシ各種ノ經綸モ主トシテ此ノ二大政綱ニ基カザル可カラス、而シテ此ノ政綱ヨリ打算スルニ於テ帝國ハ南北二点ニ於テ大陸ト最も緊切ノ關係ヲ有ス即チ北ハ韓國南ハ福建是レナリ

韓國ハ恰モ利便ノ如ク大陸ヨリ帝國ノ首要部ニ向ツテ斗出スル半島ニシテ其ノ尖端ハ對馬ト相距ルコト僅ニ一葦水ノミ、若シ他ノ強國ニシテ該半島ヲ奄有スルニ至ラハ帝國ノ安全ハ常ニ其ノ脅カス所トナリ到底無事ヲ保ツ可ラス、此ノ如キハ帝國ノ決シテ忍容スル能ハザル所ニシテ随ツテ之ヲ予防スルハ帝國傳來ノ政策トモ云フベク、又一方ニ於テハ京釜鐵道ノ完成ヲ急グト同時ニ京義鐵道敷設權ヲモ獲得シ進ンテ滿洲鐵道並ニ關外鐵道ト連絡シテ大陸鐵道幹線ノ一部トナサザル可カラス是レ韓國ニ於ケル經濟的活動ノ最も主要ナルモノナリ

次ニ福建ハ台灣ニ密邇シテ互ニ輔車ノ關係ヲ為シ且支那大陸ニ於ケル我が唯一ノ立脚点ナルヲ以テ、其ノ運命モ亦帝國ニ於テ決シテ之ヲ傍視スルヲ得ズ蓋シ清國ハ積弊日ニ久シク、所謂病既ニ膏肓ニ入ルモノニシテ、如何ニ改革ヲ施サントスルモ自力ヲ以テ其ノ獨立ヲ全フセシコトハ覺東ナク利益ノ分割ハ既ニ今日ニ於テモ始マリ居リ、領土ノ分割ハ客易ニ行ハレザルベキモ、我方ニ於テハ或ハ結局右ノ場合ニ立到ルベキヲ予想シテ之ニ備ヘンコト万全ノ策ナルベシ、而シテ右ニ關スル施設ノ骨子トモ言フベキ鐵道經營ハ廈門福州ヲ連ネ福建省ヲ貫キテ江西省ニ入り分岐シテ一方ハ杭州ニ一方ハ武昌ニ出ヅル重要ノ線路ニシテ目下既ニ清國當路者

ト交渉中ニ在リ、右ハ所謂福建不割議案ノ精神ヲ追ヒ勢域確立ノ目的ニ出デタルモノニシテ、其ノ他同地方ニ於ケル帝國勢力ノ扶植ハ素ヨリ之ヲ努メザルベカラス

然レドモ福建ニ關スル問題ハ目下焦眉ノ急ニ迫レルニ非ズ、専ラ将来ヲ予想シテ之ニ備フルニ過ギザルモ、韓國ニ於テハ事情大ニ之ト異リ、露國ハ既ニ遼東ニ於テ旅順大連ヲ租借セルノミナラズ、事實的ニ滿洲占領ヲ繼續シ、進ンデ韓國境上ニ向ツテ諸般ノ施設ヲ試ミツ、アリ、若シ此ノ儘ニ看過スルニ於テハ、露國ノ滿洲ニ於ケル地歩ハ絶對的ニ動カス可ラザルモノトナルベキノミナラズ、其ノ余波忽チ韓半島ニ及ヒ漢城ノ宮廷及ビ政府ハ其ノ威圧ノ下ニ唯ダ命是レ從フニ至ルベク、否ラズトモ露國ハ擅ニ其ノ欲スル所ヲ行フベキカ故ニ、多年該半島ニ扶植セラレタル帝國ノ勢力ト利益トハ支持スルニ由ナク、其ノ結果終ニ帝國ノ存立ヲ危殆ナラシムル迄ニ推移スベキヤ疑フ容レズ、故ニ帝國ノ為メニ計ルニ、今ニ於テ露國ニ對シテ直接ノ交渉ヲ試ミ、以テ時局ノ解決ヲ圖ランコト極メテ緊要ニシテ、今日ハ既ニ其ノ機熟シタリト云フベク、若シ今日ヲ空過セバ将来再ビ同一ノ機會ニ逢着スルコト能ハズ、大局已ニ去リテ憾ヲ万世ニ貽スニ至ラン

就テハ此ノ際速ニ廟議ヲ定メラレ、其ノ結果ヲ以テ露國ト交渉ヲ開クベク、卑見ニ依レハ交渉ノ主眼ハ韓國ノ安全ヲ圖リ、隨ツテ又滿洲ニ於ケル露國ノ行動ヲ可成條約ノ範圍内ニ限リ之ヲシテ韓國ノ安全ニ影響スルコトナカラシメ以テ帝國ノ防衛ト經濟上ノ利益トヲ全フスルニ在リ、而シテ右ニ關スル協商ノ基礎ハ大約左ノ如クニシテ然ルベキ乎、即チ

一、清韓兩國ノ獨立、領土保全、及ビ商工業上機會均等ノ主義ヲ維持スルコト

二、日露兩國ハ互ニ其ノ韓國又ハ滿洲ニ於テ現ニ保有スル正当ノ利益ヲ認メ、之カ保護上必要ノ措置ヲ執リ得ルコト

三、日露兩國ハ上記ノ利益ヲ保護スル為メ必要ナルカ、又ハ地方ノ騷亂ニ起リ國際的紛擾ヲ惹起スベキ恐アルトキハ、之カ鎮壓ノ為メ出兵ノ權アルヲ認ムルコト、但シ出兵ノ目的建セラレタルトキハ直チニ之ヲ撤スベキコト、尤モ鐵道電信線保護ノ為メニ必要ナル警察兵ハ此ノ限ニアラズ

四、日本ハ韓国内政改革ノ為メ助言又ハ助力ノ專權ヲ有スルコト
若シ上記ノ主義ヲ以テ露國ト協商ヲ遂グルニ於テハ、帝國ノ權利ト利益トハ保障セラルベキモ、露國ヲシテ之ヲ承諾セシメンコト
ハ極メテ難事ト思考スルニ付、一旦之ヲ提議スル以上万難ヲ排シ飽ク迄我が目的ヲ貫徹スルノ決心ヲ以テ着手スルコト最モ肝要ナ
リト思惟ス

此の意見書は韓国に対すると同時に福建省への勢力拡張を説いている点で注目されるが、審議数時間の後一同これに賛し、同時に韓国はその一部たりとも、また如何なる事情ありても、これを露國に譲与しないとの方針を確定し、聖裁を経て確定廟議となつた。小村の意見書は結ぶに「露國をしてこれを承諾せしめんことは極めて難事と思考するにつき、一旦これを提議する以上、万難を排し飽く迄我が目的を貫徹するの決心をもつて着手すること最も肝要なりと思惟す」の一句をもつてしてあつた。この結句を是認した当日の確定廟議は、やむなければ開戦をも辞さないとの決意を相誓約したものである。想うに前の日清戦役の際伊藤は、寧ろ陸奥と川上とに引きずられて往つた感がないでもないが、日露戦役に至つては桂と小村とに於て到底避くべからざるの趨勢として夙に覚悟したところで、韓国はその一部たりとも、如何なる事情ありても、これを露國に譲与せずとの前提の下に、確と元老の一致を得たのである。小村意見書は御前會議の開かれた翌日東京朝日新聞に發表された東京帝大教授富井政章、戸水寛人、金井延ら所謂七博士の對露意見書の趣旨と軌を一にするものであつた。七博士意見書には「彼れ尙ほ未だ確固たる根柢を極東に完成せず地の利全く我に在り」と強硬な開戦論を述べているが、当局者たる小村は廟議が決定されるや直ちに同盟國たる英國の諒解を得るに努め、その承認を得て初めて對露交渉を開始し得たのであつた。

桂はこの廟議により對露交渉を開始するに方りては、須らく拳國一致の力に俟たねばならぬとし、それがためには重望ある元老に首相の職を譲るを当然と考え、右御前會議の翌日、その決意を山県伊藤の両巨星に披瀝した。いわゆる重望ある元老として桂の推さんとしたのは、いう迄もなく伊藤その人に外ならなかつた。伊藤山県は言下に斥けて聴かない。翌二十五日、桂は閣議を開いて具さに事情を語つた。閣員一同これを諒とし、いずれも辞表を認めて桂の手許に差し出した。七月一日、桂はこれを持って参内し、委曲を伏奏して骸骨を乞うた。聖上は聴許し給わない。元老また交々桂に時局の重大を説いて蹇々匪躬の誠を効すべきを勧めた。そこで桂は遂に奮つて驚鈍を尽すべきを答へ、伊藤は別に天皇の優詔を拝し、政友会總裁の職を西園寺公に譲つて七月十三日枢密院議長に任ぜられ、山県松方の二元老も同日入つて枢密顧問官の職に就き、井上は事情あつて入府しなかつたが諸老と同一歩調を執ることを約し、台閣ではここに拳國一致の実を示した。次で桂は翌々十五日をもつて内閣の一部改造を行い。内相内海、農相平田、通相芳川、文相菊地いずれも退き、児玉は内相を引き受け、余は一時他の閣僚の兼摂となつた。（程なく波多野は司法、大浦は通信、久保田は文部、清浦法相は転じて農商務にそれぞれ就任した。かくの如くにして政局は一段落を告げ、廟堂また陣容の全く整うに至つたので、小村はいよいよ渾身の力をもつて専心對露交渉に当り得るの段となつた。

對露交渉開始の前駆として、日英同盟の精神に鑑み先ず英國政府の内諾を求むるの順序に出すべきは想像するに難くない。小村は廟議の決定に基き、さらに聖裁を仰ぎ七月一日をもつて訓令を駐英林公使に發した。その訓令の末段に特に「露國が右の提議を排斥する場合の如きは今に於て直ちに論及するを須いざるべく、要はその結果の及ぶとこ

る如何を問わず、その責一に露国に帰すべきのみ」と記してあつたのは、小村の胸中既に断乎たる決心のあつたことを示している。この訓令に接した林は、七月三日英国外相ランズダウンに会見し、政府の趣旨を披瀝した。英国政府は閣議を開いてこれに対する態度を決定し、同月十六日林に回答した。小村は林を通じて英国政府が友好的考量を与えたことに対する我が政府の深厚なる謝意を英国外相に致さしめた。日露交渉の開談に關する英国政府との諒解はかくして十二分に得られた。

小村はここに於てか七月二十八日をもつて駐露栗野公使に電訓し、具さに政府の精神を披瀝して協商開談に対する露国政府の意向を確めしめた。この電訓は日露開戦に先だつ兩國間の外交交渉の前驅として極めて重要なものであるから、その全文を左に掲げる。

「滿洲事件の發展は帝國政府の専心留意したる所にして、而して其の現状は帝國政府をして転た関心に勝へざらしむ。

蓋し露国が滿洲撤退の件に關して為したる一面清国に対する約定と一面列国に対する証言を履行するならんとの期望の存したる限りは、帝國政府は偏に注視緘黙の態度を恪守し来りたり。然るに露国近來の行動たる北京に於ては新に要求を提出し、滿洲に於ては愈々其の把握を堅ふし、遂に帝國政府をして露国は滿洲撤退の意思を抛棄したるものと信ぜざるを得ざらしむるものと同時に、其の韓國々境に於ける倍々活潑なる行動は、露国の欲望遂に那辺に底止するやを知らざらしめんとす。

若し露国をして滿洲を無制限に且永久に占領せしめんには、其の結果帝國の安固と利益とに有害なる状態を惹起すべし。所謂機會均等の主義は之に因て破壊せらるべく清国の領土保全亦之が爲めに毀損せらるべきなり。然り而して茲に我が日本政府に取て更に之より重大なるものあり。何ぞや。露国にして韓國の側面に拠駐するときは、同国の独立は爲めに絶へず優迫を被むるべく、或は少なくとも露国をして韓半島に於ける優勢国たらしむべきこと即ち是なり、抑も韓國は我が防護線に於ける緊要なる前哨たり。隨

つて其の独立は、帝國の康寧と安全との爲め絶對的に必要と爲す所なり。將た帝國が韓國に於て有する政事上並に商工業上の利益と其の勢力とは實に他国に卓絶する所にして、而も斯かる利益と勢力とは、帝國が自己の安固に鑑み之を他国に交付し又は之を他国と分有するが如きは、決して肯諾する能はざる所のものなり。

帝國政府は是に於て深思熟慮の後、目下正しく我が憂慮の因たる問題を解決すべき一の協商を露国と締結するを期し、和衷坦懷以て露国政府に謀るに決したり。而して帝國政府の見を以てすれば、今や斯かる協定を試むるに於て恰好の時機にして、若し之を逸せば再び協商の余地なきに至るべしと信ず。

故に帝國政府は貴官の判識と裁量とに信頼し、此の機微なる折衝を貴官に委するに決せり。」(下略)

別に小村は栗野をして露国外相に對し、左の趣旨の口上書を提出して交渉の端を啓かしめ、尙同時に彼に我が目的の全然友好的なること、但し本件は日本政府に於て大いに重要視するところたることを理解せしめるに努めしめた。

「日本政府は日露兩國の關係上凡そ將來誤解の原由たるべきものを一掃せんことを希望し、露国政府も亦之と同感なるべしと信ず。是を以て茲に極東に於ける兩國各自の特殊利益を劃定するを期し、露国政府と共に兩者利益の触接する方面に於ける事態を査覈するは日本政府の喜ぶ所なり。

若し此の発案にして幸に大体に於て露国政府の賛同を得ば、日本政府は右協商の性質及び範圍に關し其の意見を露国政府に提出する所あらんとす。」

栗野は七月三十一日をもつてラムスドルフに会見し、日本政府が極東現下の事態に鑑み、和衷坦懷露国と協商を遂げようと欲するに至つた次第を述べ、右の口上書を手交した。ラムスドルフは日露の協商は自分一己としては多年の宿論で、日本政府の所見に同感を表するところであると述べ、早速皇帝に奏上して何分の回答を為すべく、陛下もこれ

を嘉納せらるべきことと信ずると答えた。踰えて八月五日、ラムスドルフは本件に関し開談するの勅許を得た旨を栗野に告げたので、栗野は、同月十二日、協商の基礎たるべき左記六カ條の提案をラムスドルフに手交した。

第一条 清韓兩帝国の独立及び領土保全を尊重すること、並に兩國に於ける各国の商工業の爲め機会均等の主義を保持すべきことを相互に約すること。

第二条 露国は韓国に於ける日本の優越なる利益を承認し、日本は滿洲に於ける鐵道經營に就き露国の特殊なる利益を承認し、併せて本協約第一条規定の下に右劃定せられたる兩國各自の利益を保護するが爲め必要なる措置を日本は韓国に於て、露国は滿洲に於て、孰るの權利を相互に承認すること。

第三条 日露兩國は本協約第一条の条項と背馳せざる限り、韓国に於ける日本及び滿洲に於ける露国の商業的及び工業的活動の発達を阻礙せざるべきことを相互に約すること。

又今後韓国鐵道を滿洲南部に延長し、以て東清鐵道及び山海關半莊線に接続せしめんとすることあるも、之を阻礙せざるべきことを露国に於て約すること。

第四条 本協約第二条に掲げたる利益を保護するの目的、又は國際紛争を起すべき叛乱若くは騒擾を鎮定するの目的を以て、日本より韓国に、或は露国より滿洲に、軍隊派遣の必要を見るに於ては、其の派遣の軍隊は如何なる場合に於ても實際必要なる員数を超ゆべからざること。且右軍隊は其の任務を果し次第直ちに召還すべきことを相互に約すること。

第五条 韓国に於ける改革及び善政の爲め助言及び援助（但し必要なる軍事上の援助を包含すること）を与ふるは日本の專權に屬することを露国に於て承認すること。

第六条 本協約は従前韓国に關して日露兩國間に結ばれたる總ての協定に替はるべきこと。

この諸條項中には露国政府に於て受諾し難いものとしては公正に見て一もない。しかも交渉は初めから困難の兆候

を呈した。栗野の前述の如く八月十二日をもつて我が提案をラムスドルフに手交するや、その英文にて認めてあるため、彼はこれを解せずというので、栗野は口頭でその大要を説明したが、中に滿洲の語あるに及んでラムスドルフはこれを遮り、滿洲のことは協商事項に上すに不同意なるかのような口吻を洩せしが如き、根本に於て既に難關のあることを示した。その後旬日を経てもラムスドルフからは何等意見の開示に接しなかつたので、栗野は訓令によりこれを督促したが、彼は二十三日の会見に於て、皇帝不在のため何等措置を執り得なかつたと辯じ、我が提案の内容に關しては、韓国鐵道を滿洲に延長する一事の外は、概して妥協に至るを得べしと信ずると述べ、なほ本件についてはアレキシエフ大將に移牒すべき細目の点少くないので、便宜上本件の商議を東京に移し、露都にて確定することにしたいと提議した。当時露国政府部内にあつては、前述の如く對極東方針について武断派と文治派若しくは平和派との二派があつた。權威を宮廷の内外に揮つてゐるベンゾブラゾフは武断派の領袖で、アレキシエフの如きはその一爪牙であつた。ウキツテ、ラムスドルフは平和派に属するも、ウキツテは当時蔵相を罷めて大臣委員會議長の開職にあつた。ラムスドルフは外相の重職にあつたけれども、廟議を左右する勢力はない。日露交渉地を東京に移そうとの希望は、たまたまその露国政府部内に勢力なきを示した一証である。栗野はこれに對し、日本政府は既に商議を自分に委任したから、自分はこれを露都で行うことを欲するも、露国の希望はこれを本国政府に通ずるを辞せずと答え、その趣を小村に電稟した。小村は本件の商議を露都に於て直接に露国当局者と継続せしめるのが、事の進行上便宜と考えたのみならず、当時あたかも露国は極東に於ける行政組織を変更し、新たに極東總督を置くに至つたから、この商議を東京に移すのは満足な妥結を見るに便なる所以でないと認め、二十六日その旨を栗野に電訓し、併せて確答を出来得る限

り速かに得るよう尽力すべき旨を命じた。

此の同二十六日に小村は徳大寺侍従長を通じて天皇より露国は日露交渉は東京にて開催したいと云っているが、我が国にとつて其の可否はどうかとの御下問を受けた。之に対し小村は「東京に於て交渉を開始せば、露国公使は極東総督アレキシエフの指揮を受けるから我が国にとつて不利であり、之に反し露都にて交渉すれば極東総督の手を経ず皇帝の直裁を受け、総督の不同意の件も成立する見込があるので、小官は東京会談は不同意であると栗野公使に通告した」と上奏している。

然るにラムスドルフは、露帝は地方に行幸し、引き続きある期間外国に旅行せられる筈で、その間は関係諸大臣いずれも露都に不在となるから、東京に於て商議を行うは妥結の捷徑であろうと言ひ、東京説を固持した。小村は栗野をして、今回の商議は専ら主義に関し、細目に互らなものであるから、露都に於て商議するの便易であることは依然確信すると答えしめた。ラムスドルフの東京説を固持する主たる理由は、栗野の八月三十一日附電報中にラムスドルフの答として「当地に於て商議を行うには、自分の外これに当るものなく、然るに自分は陛下に扈從するため今秋は大抵露都に不在で、ウキーン及びローマへ旅行の上は更に某国に旅行することになるであろうから、頗る商議の遷延を来すべきが、これを東京に於てすれば、自らは電信にて東京に訓令するを得べく、東京からの電信もまた自分の行先何れにも追隨することができるとあつた。

かくの如く商議を露都にて行おうとの我が提議に対しては、露国は容易に諾しない風であつたが、この際商議の基礎に關し予め協定するところなくして漫然商議地を東京に移すに於ては、事の進行上に不利尠くないから、小村は九

月二日栗野に電訓し、商議地は何れとするを問はず、露国政府に於ては主義上我が提案をもつて商議の基礎とするに同意するやラムスドルフに確めしめたが、彼は九月四日栗野に対し「國際商議は一国の提議と他国の回答との上行われるを常とし、一国の提議をもつて商議の唯一の基礎として受諾するが如きは常例でない。東京駐劄露国公使は既に皇帝陛下から日本政府の提議を審査し、同時にアレキシエフ大將と協議して一の対案を作成し、日本政府若し商議を始むるを欲せばその提案と我が対案とを共に商議の基礎とし、もつて直ちに商議を開始すべき旨の勅命を受けている。……加うるに日本案のある條項は露国の利益と調和すること出来ないものあり、または修正を要するものもあるから、露国政府はその対案と共にするのでなくては、日本提案の主義をすら商議の基礎として受諾するを得ない」と主張した。当時露帝は既にダルムスタットにあり、ラムスドルフもまた同地に往こうとする際であつたから、小村はこの上論議を重ねても寸効なしと認め、商議地及び商議基礎に關する照覆を終結して速かに實際の商議を開始し、もつて時局の解決を計るに若かずとし、九月七日栗野に電訓し、本件商議を東京に移すことに同意する旨を露国政府に通じ、併せて速かに露国の対案を提出するよう促さしめた。その翌々九日栗野から、在東京ローゼン公使及び在旅順アレキシエフ大將は既に勅命により、速かに対案を作成し、なるべく速かに商議を開始すべき旨電訓された趣ラムスドルフの言として電報があつた。

当時ローゼンは、その対日方針について露都政府と往々意見を異にしたのみならず、露都政府部内にあつても、また意見区々に別れて統一を欠き、朋党周比交々彼を牽制するので、本国よりの鞏固なる後援なく、空文に等しき一葉の信任状以外に殆んど頼るべき力なく頗る苦境にあつたとは、彼が後年公刊せるその回顧録に於て述べたところである。

殊に彼は本国政府の電訓に基づきいよいよ小村との間に商議を開始しようとする当時の状態を叙した末、次のように言ひしる。

『一九〇三年八月、日本政府が新日本の建設者たる当年の最練達なる政治家の最高指導の下に、その以外に上からも下からも、何等圧迫を受ける懸念なき位地に立ち、いよいよ日露交渉を開始するに至りたる当時の形勢は概略叙上の如くであつた。日本の方針は明確に定まり、かつ自国の力の及ぶ限りに於て事実達成し得べきところに分界が立つてあつた。日本は舊に盟邦の英国からのみならず、露国によりて脅威されんとすを称する清韓両国の独立及び保全、並びに露国によりて閉鎖されんとすを称する満洲の門戸開放を、孰れも擁護せんがために奮闘するという標榜の下に米國からも、共に精神的及び外交的援助を確保した。日本は陸海軍の用意も充分に出来た。また財政上の計画も立つた。殊に最も重要視すべきは、その挙國一致の愛國心で、現下の葛藤をば國家興廢の分岐点として國民挙げてその真意義を自覺しておつたことであつた。

『敵者がかく有利の要素を悉く完備してたのに対し、我が方は如何と見れば、國家の一般的利益と一致し、及び利用し得べき資源の強固なる基礎の上に計算を立てた確固たる方針なるものは全然これを欠き、漠たる征服的抱負以外に何物をも見出し得ず、内に先見の明なく、上に堅実の意思もなかつた。我が極東政策は三種の連絡なき機關に分属して行われ、その間に曾て意見の全然一致せるを見なかつた。その三種の第一は、正統機關ではあるが皇帝の信任ないため最も微力なりし外務省である。第二は、最も有為かつ聰明ではあるが、皇帝への忠誠に盲従して毅然たる意見を貫き得ざる極東總督である。第三は、皇帝に側近するの故をもつて最も勢力ある極東委員会である。皇帝の名義上司等せらるゝこの極東委員会は、我が極東政策の全般に対する最高機關で、外務、大蔵、陸軍、及び海軍の四大臣は職務上当然委員たるのであるが、彼等には何程の実権なく、その實際の権柄を握れるものは、皇帝の信寵特に厚きアバサ少将である。我が極東の陸海軍は甚しく不用意であつたが、我が外交もまた不用意たるを免かれなかつた。蓋し我が盟邦の仏國は、露國が極東の政治的利害に深入りするは歐洲を慮にすることとなるので自國の利益に反すと見ていたから

露國は仏國から僅に微温的の援助を受ける以外に格別の援助を期待し得なかつた。極東の通商上に最も利害關係を有する英米二國は、我が無謀の満洲政策に対し反感を有していた。顧みて我が国内を見れば、無識の多数國民は何故に日本と衝突すべきかを知らず、識者階級にありても、極東に対する進取政策には概ね反対であつたから、國民の後援は得て期せられなかつた。のみならず革命主義の一派は、常に政府を顛覆し社會の現状を打破するの機会を捉ふるに汲々としていた。我が極東の危機を將に迎へんとするに方り、内外の狀態概略かくの如くであつたから、今やまさに始まらんとする日露交渉の前途は、實はこれを卜するに難くなかつた。』(Rosen, op. cit., pp. 218, 221—223)

なる程に露國政府の対案は、爾後旬余を経るも提出がない。そしてローゼンはアレキシエフの招電により、九月二十三日東京を発し、長崎から軍艦で旅順に往つた。彼とアレキシエフの間には何が相談せられたか。彼の回顧録にいう。

「余は總督に対して率直に、予の判断にては、日本政府は韓國をば全然その專管的監理の下に確保せんとするの決心なること、日本は清韓兩國の独立及び保全を露國の侵略に対して防護するの標榜の下に、歐米諸國の後援を確保すること、我が國は韓國に於ける地歩はもちろん、満洲に於けるそれをも支持することの望は甚だ薄いこと、予の所見にては、唯一の合理的解決法は我が國が滿洲をば固執し、韓國はこれを抛棄するにあること、日本は露國が事を遷延せしめつつ、陸海軍を増遣し、砲臺を固むべしと懸念し努めて迅速なる解決方を迫る決意であるから、時局をこれ以上徒に引きづることは何等の益なきこと、日本は我が承諾かはた開戦かについて何時最後通牒を吾等に突き付けぬとも限らぬこと、更に留意すべきは、我が不用意に乘じ何時予告なき攻撃を突然吾等に加ふるかも知れないこと等を語つた。予はこの所見が彼を納得せしむるに成功したか否かを知らないが、彼はこれに賛するに傾いたようであつた。ただ何分にも彼はこれに従つて行動するの自由を有しない。彼は總督に就職して以来、露都政府の諸方面と相聞わざるを得なかつた幾多の難關を包み隠さず予に語つた。……そして日本政府に提出すべき我が對案については、當時の事情の

下に於て予期せられた如く、何等實際的価値なきものを作り上げるに終つた。」(Ibid., Pp. 226—228)

一方露国政府の当年の秘録(同政府が開戦後程なく日露交渉関係文書を若干部数謄写して少数の文武顯官の内閣に附したもので、その内の若干は明治四十年一月十日ないし十八日の大阪毎日新聞に記載せられた)によれば、アレキシエフは九月十五日(二十八日)の電奏に於て滿洲占領継続の要を述べた後「臣の所見にては、現下の対日談判は成功の望あり。我が公使にして露国は滿洲に於けるその權利及び利益は必要の場合には武力に訴えても支持するの決意なりとのことを日本をして充分に認識せしむるに於ては、談判は成功すべし。ローゼン男も全然臣と同説である」とあるは何と解すべき。ローゼンは比較的確健の見を持せし平和主義の人であつたことは略々疑を容れない。けれども外交家の回顧録なるものは、一切の関係外交文書と対比較考して批判せねば往々正鵠を誤ること、彼の叙事に於ても同様であらう。

ともかくもローゼンは十月三日東京に帰任し、即日小村を訪うて露帝の允許を経たと称する露国政府の対案を小村に提出した。その対案に曰う。

第一条 韓帝国の独立並に領土保全を尊重することを相互に約すること。

第二条 露国は韓国に於ける日本の優越なる利益を承認し、並に第一条の規定に背反することなくして韓国の民政を改良すべき助言及び援助を韓国に与ふるは日本の權利たることを承認すること。

第三条 韓国に於ける日本の商業的及び工業的企業を阻礙せざるべきこと、且第一条の規定に背反せざる限り、右企業を保護するがために採られたる總ての措置に反対せざるべきことを露国に於て約すること。

第四条 露国に知照の上下同一の目的を以て韓国に軍隊を送還するは日本の權利たることを露国に於て承諾すること。但し右軍隊

の員数は實際必要なるものを超過せざるべきこと、且右軍隊は、その任務を果し次第、直ちに召還すべきことを日本に於て約すること。

第五条 韓国領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること、及び朝鮮海峡の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓国沿岸に設けざるべきことを相互に約すること。

第六条 韓国領土にして北緯三十九度以北に在る部分は中立地帯と見做し、両締約国孰れも之に軍隊を引入れざるべきことを相互に約すること。

第七条 滿洲及び其の沿岸は全然日本の利益範圍外なることを日本に於て承認すること。

第八条 本協約は従前韓国に關して日露兩國の間に結ばれたる總ての協定に替はるべきこと。

すなわち露国の対案は、露国は韓国の独立及び領土保全を約諾するに異議なきも、その約諾を清国に及ぼすことを拒み、また清国に於ける機會均等主義を承認することを肯じないのみならず、滿洲及びその沿岸をもつて全然日本の利益範圍外なるを我が国に於て承諾することを求め、また韓国に於ける我が自由行動權に対し、種々の制限を附し、我が国が必要の場合に出兵するの權を承認するも、出兵する場合には予め露国に知照すべきを要求し、また韓国領土の一部たりとも軍略上の目的に使用するを禁じ、その他北緯三十九度以北すなわち韓国領土の三分の一以上の地域を中立地帯としようとして提議したものである。別言すれば滿洲については我が国と協定するを拒絶し、そして韓国については、その領土の三分の二弱に対し我が国の利益を承認するも、その利益の運用には幾多の拘束を加えようとするの対案である。

十月六日小村はローゼンを官邸に招き、第一回の会商を開いた。小村は曰う、「清国の独立及び領土保全の尊重は

露国自ら屢次声明した主義で、我が提案は毫も新條件を露国に求めようとするものではない。この点に關する日露兩國の主義は全然一致するものと認めねばならぬ」と。ローゼン答えて曰う、「露国の滿洲占領は清兵の露国境上襲撃に對する応戦の結果に出でたもので、露国は理論上征服の權利としてこれを併呑するも不可なく、つまり露国の滿洲に對するの是一種特別の關係に属するのであるから、これを協商中に加えることを得ない」と。小村は駁して曰う、「北清事件に於ける露国の位地は、他の列国のそれと毫も異なるところはない。露国の滿洲に於ける行動も、列国の直隸に於けると同じく、これを征服行為と解することの出来ないのは、現に滿洲に對する露国の軍費その他一切の損害は各国と一列に清国より賠償せられたことに徴しても明らかである。況んや露国自ら屢次滿洲併呑の意思なきを宣明したではないか。かつ滿洲の併呑は韓国の独立を脅威し、延いて日本の安危に影響するものであるから、日本はこの点に關し必要の保障を求めざるを得ない。また日本は滿洲に於て通商上既に少なからぬ利益を有し、かつ清国との條約により諸種の權利を有するから、これ等利益の安全と平和な發達に對しても相當の保障を得ることを要する」と。ローゼン弁じて曰う、「滿洲に於ける日本の商業上の利益は露国これを認むるも、これがため特に保障を与えるの要を見ない。日本は必然各国と均等の取扱を受くべく、かつ日本の權利は既に清国との條約に依り明定せられてある」と。小村は露国が従来滿洲に於ける通商上の發達を阻礙しようと試みたことの一再に止まらないこと、近く北京に於ける露国の要求中にも滿洲に於ける開港場の新設を禁遏しようとするものあることを指摘し、この点に關し露国の保障を求めるの必要なるを痛説したが、ローゼンは語を転じ、「露国の対案は日本に對し既に大いに讓歩してある。この上讓歩すれば露国は本協商により毫も得るところなく、徒に讓歩せりとの非難を招くべく、露国に於ては万機固

より聖断にて決せられるけれど、国民の意向もまた顧みねばならぬ」と述べたので、小村は「日本に於ても同様である。故に協商の永續を期するにはある程度まで双方に満足を与うるの要がある所以である」といい、日露両案の根本の齟齬を調和するの目的をもつて更に熟考を加えることを求めた。

十月八日第二回の会見に於て、小村は再び我が主張の趣旨を敷衍し、反覆弁論を重ねたが、ローゼンは固く執つて動かない。そのいうところは要するに韓国に於て讓歩せる上更に滿洲に關し條件を附せられるには同意し難く、かつ今日露国の求めるところは、去る一八九八年・明治三十一年日露協商の当時、日本政府の自ら提議した趣旨に異なつてはいないというに外ならなかつた。小村はこれを駁し、「露国は五年前にあつて僅に旅大の租借と滿洲鐵道支線を該地に延長するの權利を有したに過ぎなかつたのであるが、今や事實に於て滿洲全部を掩有し、進んで韓国の死命を制すべき地位にある。これ今日自らこの変化せる事態に順応して措置するの要ある所以である」と論じ、転じて中立地帯設定の件に及び、小村は「日本の韓国に於て有する兵力は僅に四ヶ中隊に止まり、しかもそれすら各地に散在してあるに反し、露国は滿洲各地に巨大の兵力を有するのであるから、若し兩者いづれが攻勢を執り侵略を企つべきかといえ、それは寧ろ露国で、日本はその位地にいない。故に仮に中立地帯を設けるとせば寧ろこれを滿洲方面に設けるこそ當然であるが、若し強いてそれに不同意とあらば、韓国々境を中立としてその南北に一定の地区を劃定することにしては如何」と述べたが、ローゼンはこの点に關しては友誼的に談合を遂げること必しも難くあるまいと答えた。小村は更に滿洲及びその沿岸を全然日本の利益範圍外と認むる第七條に我が方の絶対に同意すること出来ない所以を縱横力説し、これに關し重ねて彼の熱慮を促して当日の会商を終えた。そして右意見交換の経過に鑑み、小村は

露国の対案に多少譲歩することは辞しないが、協商の大眼目に至つては飽く迄我が主張を維持して譲らない決心で、十月十四日の第三回会見に於て露国案に対する我が修正案として左の各項を提出した。

(一) 露国対案第二条中「韓国の民政を改良すべき助言及び援助」を「韓国の内政を改良すべき助言及び援助（但軍事上の援助を含む）」と改む。

(二) 露国対案第三条中「商業的及び工業的企業」を「商業的及び工業的活動の発達」と改め又「右企業を保護する為め採られたる」を「是等の利益を保護するため採らるべき」に改む。

(三) 露国対案第四条を「前条に掲げたる目的又は国際紛争を起すべき叛乱若くは騒擾を鎮定するの目的を以て韓国に軍隊を送遣するは日本の権利たることを露国に於て承認すること」と改む。

(四) 露国対案第六条を「韓国と満洲との境界に於て其の両側各五十キロメートルに互り一の中立地帯を設定し、右地帯内には締約国孰れも相互の承諾なくして軍隊を引入れざるべきことを相互に約すること」と改む。

(五) 露国対案第七条を削除し、代ゆるに以下三条を以てす。

第七条 満洲に於ける清国の主権及び領土保全を尊重し、並に満洲に於ける日本の商業の自由を妨害せざるべきことを露国に於て約すること。

第八条 日本は満洲に於ける露国の特殊利益を承認し、且前条の規定に背馳せざる限り該利益の保護に必要なるべき措置露國に於て採るの権あることを認むること。

第九条 今後韓国鉄道及び東清鉄道にして鴨綠江迄延長せらるゝに至らば該鉄道の連絡を阻礙せざるべきことを相互に約すること。

(六) 露国対案第八条は第十条に改む。

ローゼンはこの修正案の第二條には本国政府の認可を條件として一応承諾の意を表し、第三條は字句の修正に過ぎないとして同意し、第四條に於ては更に討議を重ねることとし、第六條に関しては露国がその対案に於て韓国方面に中立地帯を設けようという真意は、露国が韓国を侵すの意思なきを表明するに外ならぬから、これを韓国方面にのみ設けるを可とすると述べた。小村はこれを駁し「韓滿に於ける日露相互の地位には著大の逕庭がある。日本は今日一歩も満洲を侵すこと能わざるも、露国は容易に韓国を侵し得べき位地にある」と論じ、「中立地帯は満洲方面にのみこれを設けるこそ至当とすべきも、妥協を期するがため我が方に於て曲げて滿韓両側に跨がることゝしようとするのである。けれども北緯三十九度以北には我が利益の頗る緊切な平壤及び元山をも包含するから、この劃定線には到底同意すること出来ない」と断言した。ローゼンは自分一己としては我が提案に異議ないから、これを本国政府に勧告すべしと述べた。第七條の修正案に対し露国公使は露国は満洲に關しては如何なることに就いても他国と約定を結ばざる主義であるから、日本案には到底同意し得ず、今回韓国に於ける露国の譲歩に對する代償としては第七條以外に無く又露国案は、日本が五年前自ら提出したものと同一であり、此五年間に變化せる事態も之を認めたる上斯く譲歩したるものと述べ、頑として譲らず反覆論するも何等の効果がなかつた。

踰えて二十六日の第四回会見となり、小村は第七條に對する我が修正につき、畢竟我が求めるところは、露国の屢次声明し、殊に露仏宣言に於てもその共同政策の根本として言明した主義の確認に外ならずと論じたのに、ローゼンは「露国は韓国に於て従来日本と對等に有した位地を今や拋棄しようとするに方り、その代償としては第七條以外に全くない。しかも露国は日本の満洲に於ける商業上の利益を侵すの意思を有たぬから、自分一己の意見としてはこれ

に關し別に露國に於て一の宣言を發してもよいと思う」と答えた。小村はこれに對し、「露國對案第七條によれば、日本は滿洲に於て清國との條約上享有している權利を露國に對し全然拋棄するの結果を生ずべく、これこの点に關し他に有効なる保障を得ようと欲する所以であるが、或は露國に於て滿洲と韓國とを全然同位地に置くの覺悟がありや、若し然らば我が方に於ても或は露國對案第七條を考量することあるう」と述べたのに、ローゼンはそれは訓令以外に屬するとして意見の陳述を辭し、結局一己の私見として「韓國領土を軍略上の目的に使用しないこと、及び朝鮮海峽の自由航行を迫害しないことの二條件を有するに於ては考量の余地ありと思惟する」と答え、なお前回の会見で未定であつた第四條に關しては、彼一己としては我が修正に異議ないので、その承諾を本國政府に勸告すべしと約し、第六條の中立地帯を滿韓の國境兩側各五十キロとする我が提案についても、これまた本國政府の承認を條件として同意を表した。

かくの如く小村とローゼンとの会見は既に四回に及び、彼我意見の相違は互に論究し尽されたので、小村は既往の商議の結果を斟酌して露國對案に對する我が方の左記確定修正案を作り、十月三十日をもつてローゼンに手交し、これをもつて露國政府の再考を求めた。

第一条 清韓兩帝國の獨立及び領土保全を尊重することを相互に約すること。

第二条 露國は韓國に於ける日本の優越なる利益を承認し、並に韓帝國の行政を改良すべき助言及び援助（但し軍事上の援助を含む）を同國に与うるは日本の權利たることを承認すること。

第三条 韓國に於ける日本の商業的及び工業的活動の発達を阻礙せざるべきこと、且此等利益を保護するがために採るべき總ての措置に反對せざるべきことを露國に於て約すること。

第四条 前条に掲げたる目的、又は國際紛争を起すべき叛乱若くは騷擾を鎮定するの目的を以て韓國に軍隊を送遣するは日本の權利たることを露國に於て承認すること。

第五条 朝鮮海峽の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓國沿岸に設けざるべきことを日本に於て約すること。

第六条 韓國と滿洲との境界に於て其の兩側各五十料に互り一の中立地帯を設定し、右地帯内には締約國孰れも相互の承諾なくして軍隊を引入れざるべきことを相互に約すること。

第七条 滿洲は日本の特殊利益の範圍外に在ることを日本に於て承認し、韓國は露國の特殊利益の範圍外に在ることを露國に於て承認すること。

第八条 日本は滿洲に於ける露國の特殊利益を承認し、並に此等利益を保護するがために必要なる措置を執るは露國の權利なることを承認すること。

第九条 韓國との條約に因り露國に屬する商業上並に居住上の權利及び免除を妨礙せざるべきことを日本に於て約すること。又清國との條約に因り日本に屬する商業上並に居住上の權利及び免除を妨礙せざるべきことを露國に於て約すること。

第十条 今後韓國鐵道及び東清鐵道にして鴨綠江まで延長せらるゝに至らば、該兩鐵道の連絡を阻礙せざるべきことを相互に約すること。

第十一条 本協約は従前韓國に關して日露兩國の間に結ばれたる總ての協定に代はるべきこと。

この我が確定修正案の第一條は露國對案第一條に「清國」の二字を加えて我が原案第一條前半の主義を維持したもので、第七條及び第八條は十月十四日の会見に於て提出した我が第七條及び第八條に代え、滿韓に於ける日露各自の特殊利益を基礎として兩國の協調を遂げるの趣意を明らかにし、同時に第九條に於て商業上の權利及び免除に關し相互的の一款を設け、また露國對案第五條の前半すなわち韓國領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざることの一

句を削り、朝鮮海峡の自由航行を我が方より保障するの意味に改めたものである。そして第三條は、既にローゼンに於て確と同意し、第二條、第四條及び第六條は彼が本国政府の承諾を條件として一応同意し、第十條滿韓鐵道連絡の件もまた彼一已として賛意を表したところである。

然るにローゼンは翌三十一日小村を訪い、該確定修正案は自分の帶有する訓令の範圍外に互るから、その全文を露都に打電し、何分の訓令を乞うであらうと語つた。そこで小村は右の次第を十一月一日栗野に電報し、次の諸点をラムスドルフ旅行不在中に就きその代理に申入れしめた。

「本修正案ノ作成ニ當リ帝國政府ハ露國政府ノ希望ヲ充分酌量セリ、日本政府ハ韓國ト同様ニ滿國ノ獨立及領土保全ヲ尊重スヘシトノ相互的約定ヲ提議シタル所以ハ露國カ既ニ任意ニ与ヘタル聲明ノ確認ヲ得ントスルマテニシテ露國カ韓國ニ関シテ右様ノ約定ヲ為サントスルノ意ナルニ顧ルトキハ其滿國ヲ除外セントスル理由ニ苦シム所ナリ、抑々滿洲問題カ帝國ノ權益ニ關涉セサル限リ日本政府ハ之ヲ断然タル露清間ノ案件タルヲ認メントス。然レトモ日本ハ該地方ニ於テ大且ツ重要ナル權益ヲ有スルカ故ニ滿洲ヲ以テ其特別ノ利益ノ範圍外ト宣言スルニ當リ對清條約上日本ニ屬スル通商上及居住等ノ權利ト免除ニ對シ妨礙ヲ加ヘサルヘキ旨ノ保証ヲ露國ニ求ムルハ日本政府ノ至当トスル所ナリ、今回ノ商議ノ基因タル日本政府提議ノ主意ハ極東ニ於テ日露ノ利益相接觸スル地方ニ於ケル兩國ノ特別利益ヲ劃定セントスルニ在リ、露國政府カ右ノ提議ニ応スルニ當リ露國對案第七條ヨリ推測セラルム通リ日本カ特別利益ヲ有スル地方ノミニ限リ右劃定ヲ欲スルコトハ予期セサリシ所ナリ、日本政府ニ於テハ深く日露兩國ノ当面ノ問題ノ満足ナル解決ヲ見出シ以テ今回ノ協商不調ニ歸シ隨テ難局ヲ来スカ如キヲ避クルノ肝要ナルヲ認ム、尙日本政府ハ妥協ノ精神ヲ以テ時局ニ処スル意向ニシテ露國政府モ亦其見ル所ヲ同シク「ローゼン」公使ニ訓電シテ同公使ヲシテ現下ノ協商ヲ満足ニ終局スルヲ得シメラレンコトヲ希望ス」

當時小村の熱心かつ強硬な對露折衝は、その内容真相民間に知れ渡らなかつたので、世上政府の退嬰卑屈を罵る声高く、平素對外硬論を主張する人々は相糾合して對露同志会を組織し、当局者への鞭撻警告を叫び、殊に小村と肺腑の友であつた長谷川（芳之助）の如きも、その中堅となつて大いに政府の軟弱を罵りて日もまた足らざるの状であつた。

されば山座政務局長は、一タ大臣官邸の宴後小村に對し、「大臣、つまらぬではありませんか、くだらぬ大臣等と同じように見られて、世間からかれこれいわれるのは馬鹿々々しくて、残念で堪らぬ」と歎じたが、小村はこれを慰め、「日本人はなかなかやりにくいのです、どうやっていても困らせられるのですが、ただ日本人は鉄砲玉一つ放つたら跡から附いて来るのは確かだから心強いのです、ところがその鉄砲玉を放つ迄がなかなか容易でないのです……」と。

小村の意図言外に察せられる。しかも民間硬派の間では、政府の緩慢は伊藤樞相の恐露病に基因するとして、中には急躁驕馳、過激の言辞を弄してその責を問おうとするものもあつた。桂は十一月十日、對露同志会の領袖神鞭、頭山、佐々等々を招き、邦家のため慎重の態度を執らんことを求め、かつ元老閣臣の間に何等隔意なく、全然一致の歩調で進みつつあることを語り、切に躁暴過激の行動に出ることなきよう要望した。彼等固より小村の力量手腕を解せぬではない。故に桂の諭示は言外の意味深大なるをいすれも感得し、すなわち國論の喚起、政府の監視に依然力を注ぐの外、敢えて小村の折衝を阻礙するような挙措には出でなかつた。或はいう、對露同志会の活躍は、時局の進展を画策せる小村の幕僚山座等と盤厚一点相通するの致すところであつたと。之より先、万朝報は内村鑑三、幸徳秋水等の非戦又は反戦の論説を掲載して異色を放つていたが、社長黒岩涙香は十月日露の開戦不可避と察するや主戦論に転じたので、幸徳等は退社の止むなきに至つたのであるが、翌十一月十五日には平民新聞第一号を発刊して朝野あげての征

露色のうちに平和反戦論を展開した。

栗野は十一月十二日ラムスドルフに会見し、露国政府の回答を促したが、彼は日本政府の確定修正案に対する露国の回答案は、在旅順アレキシエフ総督に於て勅命により現にローゼン公使と協議調製中であると答えた。当時ローゼンは東京にありて直接小村と折衝の局に当つたが、談判の事項は一々これを本国外務大臣に請訓するの外、別に在旅順アレキシエフの指揮をも受けねばならず、そして露帝は当時露都に不在であつたから、談判は事実上於て東京、旅順、露都、及び露帝行在所の四方面に互り、迅速かつ満足なる商議を期待し得難かつた。されば小村は十一月二十一日栗野をしてラムスドルフに対しローゼンへの参訓方を促さしめたが、彼は目下皇后陛下御不御のため皇帝には一切の事務を廢せられているから自然遅延していると弁じ、その後更に、自分は皇帝陛下に謁見のため十一月二十五日行在所に赴く筈であつたが、皇帝陛下御病氣のため見合せたと語つた。かくして十一月の全月は、實際に於て談判中止の姿であつたが、十二月に入るも、露国側では我が再三の督促にも拘らず、荏再決答を与えない。そして我が確定修正案の提出より六週日を経た十二月十一日に至り、漸くローゼンから左記露国政府の修正対案の提出があつた。

第一条 韓帝国の独立並に領土保全を尊重することを相互に約すること。

第二条 露国は韓国に於ける日本の優越なる利益を承認し、並に民政を改良すべき助言を以て韓国を援助するは日本の權利なることを承認すること。

第三条 韓国に於ける日本の工業的及び商業的活動の発達に反対せざるべきこと、並に此等の利益を保護する為め措置を執ることに反対せざるべきことを、露国に於て約すること。

第四条 前条に掲げたる目的、又は國際紛争を起し得べき叛乱若くは騷擾を鎮定するの目的を以て韓国に軍隊を送遣するは日本の權利たることを露国に於て承認すること。

第五条 韓国領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること、及び朝鮮海峡の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓国沿岸に設けざるべきこと、を相互に約すること。

第六条 韓国領土にして北緯三十九度以北に在る部分は中立地帯と見做し、西締約國孰れも之に軍隊を引入れざるべきことを相互に約すること。

かく露国は修正対案に於て、滿洲に関する條項は全然これを削除し、本協商をもつて単に韓国に関するものとなさんとし、しかも韓国に關しても、さきに小村とローゼンとの間に一応の協議纏つた諸点をも排斥し、甚しきは当初の原案第二條中「助言及び援助を与う」とありしを「助言を以て援助する」と改め、また同條中の「民政」第五條中の前半「韓国領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること」、及び第六條「北緯三十九度以北の韓国領土を中立地帯と為すこと」を保存して依然原案の文字及び精神を固執した。そもそも本協商の交渉を開始するに至つた目的は日露兩國の利益の接觸点に於て相互の關係を明らかにし、將來の衝突の原因を一掃するを期するにあつたのであるから、若し滿洲を本協商の範圍外に置くとするならば、問題の一半は依然解決せられないでその儘存続し、我が方の對露交渉の趣旨に副わないことはもちろんである。されば小村は十二月二十一日、ローゼンを招見して政府の所懷を詳述し、特に韓国に關しては、その領土使用に關する制限の削除を重ねて主張し、また中立地帯に關しては、露国に於てこれを滿韓に跨がらしむるに不同意なる以上は、韓国にもこれを設けないことを至当とすると論じ、中立地帯に關

する條項は全部これを削除するよう改めて提議し、別に栗野をしてラムスドルフに対し、本協商開始の精神を篤く再述してその考量を求めしめ、併せて露国の修正対案に対する我が方の左記再修正條項を披陳せしめた。

一 第二条は「露国は韓国に於ける日本の優越なる利益を承認し、並に韓帝国の行政を改良すべき助言及び援助を与うるは日本の權利たることを承認すること」と爲すこと。

二 第五条は「朝鮮海峡の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓国沿岸に設けざるべきことを相互に約すること」と爲すこと。

三 第六条を削除すること。

右修正中の重なる点は、東京に於て已に一応の協議纏りたる修正の程度を越ゆるものに非ざるのみならず、右等の変更は帝國政府に於て必要不可欠と認むる所なるを以て、露国政府に於ても異議なく之に同意を与えらるべきことと信ず。

露国はこれに対しまして在再回答を爲さず、満足な協商の成立は殆んど見込なきに至つた。露国は当初から韓国については結局全然我が国に譲るの意であつたことは、前述の露国秘録所載在露都アバサ少将から在旅順ベゾブラゾフに送つた六月十一日（二十四日）付電報中に記せる露帝の意思から推測し得られる。けれどもこの譲歩は、「欧露より送遣の我が軍隊が後貝加爾州へ到着せる上にあらずんば日本に通告せざるべきこと」とあつて、すなわち武力で満洲を固めるを先決方針としたことを知るべく、剩さえ同秘録所載の同少将の十二月十六日（二十九日）付伏奏意見書には「若し対日戦争を避けんとするに於ても、また陛下の予て計画し給える兵数はこれを我が在極東陸軍力に急ぎ加ふるの必要を感じる。極東国民との間に平和を維持せんがためには、兵力の使用を要せざるも兵力の實在は之を必要とする。臣の記憶する日本の諺に「強き者は剣を抜かず」とあり、この場合殊に適切な語である」とあるが如き、如何

に兵馬を背景とする恫喝主義をもつて我が方に臨もうとしたかは察するに余りある。されば当時欧露都に於ては引き続き密かに動員を急施し、また極東増遣隊としてさきに本国を發した戦艦オスラピア以下巡洋艦三隻、驅逐艦七隻、水雷艇四隻、合計三万七百余噸の艦隊は、十二月十九日をもつてビゼルトに到着した。ここに至りてウキツテ、ラムスドルフ等の平和説の如き、もはや宮廷主戦派に顧みられず、そのいわゆる平和派なるものとても、今は開戦を避くるの道はただ戦わずして日本を屈服せしめるの外他途なしと認めるに至り、武力を以て日本を屈服せしめんと欲する主戦派から次第に同一徑路に引摺り込まれて来た状態で、随つて同国外務省の如き、外国に対しては平和維持に対する皇帝の誠意なるものと、その最近の対日回答に於て日本に許与せる譲歩の多大なるを吹聴し、もつて時局の險惡に係る責任を挙げて専ら我が国に転嫁せしめようと腐心するようになった。要するに今や平和派も主戦派も、その戦備を背景とし我が方を圧伏せんと企図するに於て漸次その揆を一にするに至つたのである。露国の攻勢的態度かく色彩の濃厚を呈し来たつたから、当初から飽く迄平和に時局を解決せしめる方針であつた我が政府も、今や万一の場合に日本の位地を擁護して遺算ならしめるため適當の画策を講ずるの要を認め、十二月二十八日の臨時閣議となり、枢密院會議となり、諸般の須要勅令となつたことは次項に説く如くである。

明くれば三十七年の一月一日に栗野から露国の内情に關する電報があつた。これによれば、露国政府は全く主戦派に制せられ、時局の操縦はその掌中に歸し、そして露帝は全然主戦派に左右せらるるに至つたのである。曾て露国の外交官で、後にタン紙の露都通信員たりしド・シエルキングの著書に

「ラムスドルフは明らかに対日戦争に反対で、これについては大なる勇氣と正直とをもつて努力し、長文の意見書を皇帝に捧呈し

た。この意見書はその後露国の有名なる革命党員ブルツェフによりて公表せられたが、これによれば、彼は帝の寵臣ベゾブラゾフの采配を取れる鴨緑江木材会社の行動など日本を挑発する真ある政策の危険至極なる所以を痛論し、この政策にして持続せらるゝに於ては自分は骸骨を乞うの外なしと迄奏上した。帝はその辭職を許されず、従来の方針を改むべきを約されたが、木材会社の活動は毫も減しないで、遂に開戦となつた。ラムスドルフがかかる真個の政治家的識見を有したのは、一見不思議のようであるが彼とウキツテとの間に往復した報告を見れば、その疑團は氷解される。ウキツテの偉大はニコラス帝殆んどこれを鑑識しなかつたが、彼はラムスドルフの政策の筋書者で、常にラムスドルフの謀議に与つた。ラムスドルフは常にウキツテの代弁者としてその衝に立つた」(A European Diplomat, The Game of Diplomacy, p. 136)

とあるが、ウキツテ、ラムスドルフ等よしんば時局を平和に收拾するに熱心であつたとするも、薄志弱行の露帝をして確然平和説に傾かしめることは出来なかつた。

同一月三日、ベゾブラゾフは特に栗野を訪ひ、自分は主戦論者ではなく、日本に対する深き同情者なりと辯じ、外相ラムスドルフの無為無能を罵り、「現下の日露協商案の如きは日露両国の友誼を固むるになお足らず、日本は宜しく韓国を取り、露国は満洲を取り、そして進んで日露相同盟し、両国の間に恒久鞏固の關係を保障するを兩國のため万全の策とする」と述べ、「先ずもつて日露両国に於て時局を友誼的に落着せしむるの希望を相互に表彰する親電の交換を為し、これを世に公表し、もつて時局を妥協せしめるの道を講じては如何」と語り、極めて内密に、ローゼン公使へも洩れないよう注意をもつて、これを東京政府へ伝えるよう求めた。彼の真意は、この甘言をもつて我が国を誘ひ、対露交渉の全権をラムスドルフ一派の手から奪ひ、政權壟断の階梯としようとしたものらしく、また日本に対

する同情云々の如きは、素より信ずるに足らず、殊に露国の主戰的施設は主として彼自身の猷策に出たのであるから、その言動の詭計陰謀に發したことは問わずして明らかである。されば右の情報に接した小村は、栗野に電訓しベゾブラゾフに「今次交渉の権限にして依然ラムスドルフ及びローゼンに委任せられる限り、この兩人を對手として商弁するの外、他に執るべき途あるを知らず」と答えしめた。かくてベゾブラゾフの局面展開の一齣は、遂に舞台に上らずして止み、露廷の廟議は予て彼れ自身の主として着想せる筋書を追つて驀進した。

一月六日、ローゼンは漸く露国の覆答を小村に致した。この覆答は、露国の対案としてはその最後のもので要旨は左の如きものであつた。

露国対案第二条に關する日本政府の修正に対しては異議なきも、露国政府は左の二カ条を維持するを必要とする。すなわち

(一) は第五条原案で、右は日本政府の既に同意した所である。その条文は次の如し。

「韓国領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること、及び朝鮮海峡の自由航行を迫害し得べき兵要工事を韓国沿岸に設けざること、を相互に約すること」。

(二) は中立地帯に關する第六条である。本条は日本政府に於ても均しく目的とする「将来誤解を起し得べきものは総てこれを除去するの目的」に出でたもので、例へば中央亜細亞に於ける露英領地間にもまた同様の地帯がある。

上記の条件にして同意を得ば、露国政府は左の趣意の一箇条を本案協約中に挿入することを承諾する。すなわち

満洲及びその沿岸は日本の利益範圍外なることを日本に於て承認すること。同時に露国は、満洲の区域内に於て日本又は他国がその清国との現行条約の下に獲得したる權利及び特權（但し居留地設定を除く）を享有することを阻礙せざること。

露国はこの覆答に於て、韓国に關する露国の要求を日本に於て、承諾するを條件として、始めて満洲に於て日本ま

たは他国がその清国との現行條約の下に獲得した權利及び特權の享有を阻礙しないことを承認するというのである。しかもこの承認には、居留地設定禁止の制限あるのみならず、滿洲の領土保全に關しては何等言及するところがない。そもそも條約上の權利及び特權なるものは、領土保全と相俟つて終始するもので、領土保全の確約に伴わない保障は、實際に於て価値なきこと論を俟たない。殊に滿洲の領土保全は、韓國の存立に對する緊要欠くべからざる保障なるに顧み、露国の覆答は依然協商の核心に触れていない。また韓國に關する條項に至つても、露国は僅に我が国に承認するに我が優越なる利益と行政改善を目的とする助言及び援助の權利をもつてするのみで、韓國領土の軍事的使用及び中立地帯の二点に關しては、彼は依然頑強にその主張を固執して渝らない。時の米國國務長官ジョン・ヘーの一月五日の日誌に「露国は今や明らかに日本に對し何等讓歩を為さずと決意した。彼等は——すなわち時務を全然掌中に握るアレキシエフ及びベゾブラゾフ——は今や日本を粉碎し、極東に於けるその位地を殲滅せしむるの時機到れりと思惟する。彼等は無論独逸兩國から歐洲に後顧の憂なき証言を得、そして我が国からは怖るべき何物をも受けずと確かに考へた。」とあるが (Thayer, *Life and Letters of John Hay*, II, p. 370), 事實露国の態度にはもはや交譲妥協の意志は毫も認められないので、この上談判の余地なしと断じたが、国交断絶には時機なお少しく早く廟議は今一応折衝を為すがよいというに傾いたので、小村は我が根本の主義は飽く迄維持して動かさない決心の下にさらに意見書を草して一月十二日の閣議及び御前會議に於てこれを説明し、その結果政府は左の方針にて今一応露国の考量を促すことに一決した。

(一) 韓國に關しては毫も退讓の余地なきが故に我が主張を固持し、其の領土を軍略上の目的に使用せざること及び中立地帯を設定

することの条項は削除すること。

(二) 滿洲に於ては、居留地設定の制限を削除する外露国の提議を容れ、唯だ露国に於て滿洲の領土保全の尊重を約する但書と、韓國及び其の沿岸は露国の利益範圍外なるを承認することの一箇条を加え、並びに日本は滿洲に於ける露国の特殊利益とこれが保護上必要の処置を露国に於て取り得ることを認むる条項を加え、もつて本協約の規定を相互的ならしむること。

(三) 居留地設定に關する制限を削除する理由は、日米兩國と清国との追加通商航海條約中に居留地設定のことを約定せるが故である。よつてこの制限を削除し、居留地の設定は他国も既にその權利を有しているが、日本は他国と均等の取扱を受くれば可なる旨を露国政府に回答すること。

小村は右意見書の末段に記した、「然れどもこれを従来の経過に徴するに、右の如くするもなお露国をして我が希望を容れしめんことは頗る困難にして、到底その望なかるべく加うるにこの上時局の解決を遷延せしむるは我にとり、頗る不利益なりと信するが故に、若し同國政府に於て回答を遷延し、または不満足なる回答を与ふるに於ては、帝國政府は此の上交渉を継続するも、帝國の穩当かつ無私なる提案、若しくは絶東に於て鞏固且恒久の平和を確定するに足るべき他の提案に對しても、露國政府の同意を得ること毫もその望なきを領得したるが故に、已むを得ず談判を断ち、同時に自ら其の侵迫を受けたる方面に向つて帝國の地歩を防衛し、並びに帝國の既得權及び正当利益を擁護する為め最良と思惟する独立の行動を採るの權利を保留する旨を露國政府に通告し、直ちに自衛の爲め必要なる手段を取るの外なかるべし。もつとも右の通告を行う時機は軍事計画と最も緊密の關係を有するを以て、該計画と併考して之を定めざるべからず。本件は素より國家の安危に關する極めて重大の問題なるが故に、最も慎重かつ周密にその利害を攻究し、以て廟議を定められんことを緊要と思考す」と。山雨まさに到らんとして風樓に滿つるの慨がある。

小村は翌十三日ローゼンに対し我が最終修正意見の趣旨を開陳した。ローゼンの回顧録に「小村男と予との会談は常に極めて冷静かつ恭敬に行われたが、ある時測らざるも男は激し、予の男に向つて『只今の御提案には露国は同意し能わざるべし』と云つたのに対し、男は But we might compel you. と答え、男の眼は正に最後の決裁は済めりと予に語るものゝ如くに見えた。」(Rosen, *op. cit.*, I, p. 230) とあるを仮に事実なりとせば、これは一月の形勢を叙したものであるから、恐らくこの日の会見に於ける光景であらう。

小村は同十三日別に栗野に電訓し、我が最終修正意見に関する左記の口上書をラムスドルフに交付せしめた。この口上書は、小村が露国の再考を促した最後の公文である。

「帝国政府は平和に時局を解決し、両国親交の基礎を永久に確立すること並に帝国の権利及び利益を保護することを目的とし、此の見地に基きて本月六日ローゼン男爵閣下より交付せられたる露国政府の回答に対し最も慎重周密に考量を加へたるが、其の結果左の如く修正を行ふ必要と思考す。

(一) 露国対案第五条は、其の前半即ち「韓国領土の一部たりとも軍略上の目的に使用せざること」の一句を削除すること。

(二) 露国対案第六条中立地帯設定に関する条項は、其の全文を削除すること。

(三) 満洲に関する露国政府の提議は左の如く修正し、之に同意すること。

満洲及び其の沿岸は日本の利益範囲外なることを日本に於て承認すること。但し露国は満洲の領土保全を尊重することを約すること。

露国は満洲の区域内に於て日本又は他国が其の清国との現行条約の下に獲得したる権利及び特権を享有することを阻礙せざるべきこと。

韓国及び其の沿岸は露国の利益範囲外なることを露国に於て承認すること。

(四) 露国対案に左の一条を加うること。

日本は満洲に於ける露国の特殊利益を承認し、並に此等の利益を保護する為めに必要な措置を取るは露国の権利たることを承認すること。

以上修正の理由は帝国政府に於て從來屢々余蘊なく説明せる所なるを以て、露国政府の再考を切望するの外重ねて陳弁を要せずと思考す。唯だ右の内、居留地設定に関する制限を削除せるは日清追加通商航海条約に抵触するが為めなり。尤も居留地設定に就ては他国に於ても既に其の権利を有し居るが故に、日本は他国と均一の取扱を受くれば之に満足すべし。尙ほ又露国政府回答中帝国政府は既に露国対案第五条に対し同意を与へたる旨を記しあるも、右は露国政府の誤解にして、帝国政府は曾て同意を与へたることなし。

終りに臨み、帝国政府は全然和協の精神を以て前記修正を提出するものなるが故に、露国政府に於ても同一の精神を以て之を迎へられんことを期待し、同時に此の上時局の解決を遷延せしむることは両国の為め極めて不利益なるが故に、可成速に復答を与へられんことを希望す。」

右の電訓發送と同時に、小村は更に別電をもつて栗野に十二日の我が御前會議の概況を内報し、併せて政府の執るべき針路と決心とに關しては文武重臣の視るところ全然同一であることを告げ、外交の運用と軍事の画策と両々相俟つて遺漏なき調和を保つのも最も緊切なるこの際に於て、その今後の行動は一に右政府の廟謨と隨時發送せられる訓令に格遵するを要する旨を訓示し、なおこの口上書を露国外相に手交するに方つては、これに何等の言説をも附加しないことは勿論、一己の資格を以て私見を吐露することすらこれを慎み、万一ラムスドルフから説明を求められた点あ

るときは必ず政府の訓令を請ふべく、かつ口上書提出の上は、政府から明示の訓令なき限り漫りに先方の回答を督促するが如きことをも避け、ひたすら露国政府の態度を監視し、現下の危機に際し同国の執らうとする行動は全力を尽してこれを探知するに努むべき旨最も綿密なる訓令を与えた。

この間に於て露国政府は、日本または他国がその清国との現行條約の下に獲得した權利及び特權の享有を阻礙しないといつた一月六日付我が国への回答と同意味の声明を新たに各国政府に致し、その滿洲に関する大譲歩なるものを盛んに誇張し、露帝及びラムスドルフは同国新年の接見の際、駐露各国使臣に対し、露国は誠意誠心平和を希望し、飽く迄日本との關係を円満に妥結する意見であると述べ、また内外の新聞紙を利用して同様の趣旨を広く喧伝せしめるに汲々としていた。ローゼンは前述の小村との会見に於て小村の眉間に一大外心の閃めくを直覺し、即夜ラムスドルフに時局の重大なるを急報し、併せて露国政府にしてこの際開戦を避くる唯一の機会を維持するには、この際一八九八年三月の日本政府の提案、すなわち露国の韓国に對する主張を全然拋棄することの案を改めて提出することが絶対必要であることを電稟した。けれどもラムスドルフは一顧を払わざりしものゝ如く、ローゼンに對してはこれに關する何等の返電もなかつた。そして露国政府の我が方に對する態度には、依然何等誠意を認めるに由なく、ひたすらに荏苒日子を遷延せしめ、その間に軍略上優勢の地歩を固めるの外余念なかつた。されば我が政府にあつても、緩急に処する對策を立つるについて瞬時も遅れるを許さない。一月二十三日、小村は栗野に簡單な訓令を發し、ラムスドルフに對して我が最近の口上書に對する露国の回答はおよそ如何なる性質のもので、かつおよそ何日頃期待し得べきやを問わしめ、越えて二十六日、更に彼に對し、日本政府は現下の時局をこの上遷延せしめるはますますその重大を

加える所以であると認め、速かに露国の回答に接することを切望するが、その回答は何日頃日本政府に致さるべきか承知するを得ば仕合はせに存すると述べしめた。ラムスドルフは「陸海兩相その他の關係官は時局問題討議のため一月二十八日会合し、その決議をば皇帝に上奏して裁可を請う筈である。アレキシエフ大將も來会の筈であつたが、今は見合せとなつたので、同大將の意見は程なく電信で到達すると思う。随つて回答の期日は確言する能わざるも、甚しき遷延を見ることがなかるべきことは言明し得られる」と答えた外要領を得ない。そして彼は却つて栗野に對し、日本は多数の軍隊、軍器、軍需品を韓国に派遣したようだといいこれに關する説明を求めた。小村は二十八日をもつて同公使に發した電訓に於て、速にラムスドルフに会見し、本国政府の訓令としてその所報を明確に否認し、逆に露国軍隊が韓国国境に集中せられつゝありとの報道の實否を突き止むべしと命じ、別に同公使一己の心得迄に一月二十八日に於ける露国大臣會議決議の性質如何を承知し得べきか、また露国の回答はおよそ幾日頃をもつて与えらるべきか、大約の日取を指示さるべきか否かを尋ぬべしと命じた。栗野のこれに對する電報の冒頭に曰う、「ラムスドルフは我が説明に満足した。鴨緑江附近に於ける露軍集中の件については彼はこれを信じないで、この種の新聞報道は頗る遺憾とすべしと述べた」と。一方に於ては、小村は韓国に軍隊、軍器、軍需品を派送したという所報を明確に否認したのに、他の一方ラムスドルフの答えるところは單に露兵の韓境集中を自身は信じないと述べたに過ぎないで、事實の存否如何については別に何等確言してない。次に曰う、「ラムスドルフは會議の結果は議決として皇帝に奏上するものでない、閣僚大臣に於て各自本件につき皇帝に引見せられる次第であるから、それ迄は何事も確言するを得ない……アレキシエフ大公及び海軍大臣は來週月曜日（二月一日）に、陸軍大臣及び外相自身は火曜日（二月二日）に各

陛下に謁見すべく、火曜日には露国の回答をアレキシエフ総督まで送致するを得るならんと思料す」と。その言を左右に托して回答の遷延を努める状見るべきである。一月二十八日の露国大臣会議の真相は如何。当時の大臣會議議長ウキツテが後日人に語れる所として伝えられたところは左の如くである。

「一月二十八日、露帝は陸海軍及び外務の三大臣を召され、アレキシエフ大公会会の下に特別會議は開かれた。この會議は、如何にせば日本との衝突を避け得べきかを討究するものであつた。露国は北緯三十九度によつて中立地帯を設くるの議を提し、日本はこれを拒絶した。露国は今やこの好ましからざる条項を撤回して日本の意思を尊重すべきか否かが問題となつた。和戦は係つてその解決如何にあつたから、會議は慎重に討議し、結局これを削除して新たに一協商案を起草することに殆んど全会一致した。独り異議を唱へたはアバサのみ。己の商売關係のみに腐心せる彼は、該条項を依然存せしめ、ただ中立地帯の境界を鴨綠江流域に改むべしといつた。東京政府は到底これに同意すべきでない、そしてこれに同意せずとならば開戦の危険は目前にあるから、會議はアバサの説を否決した。然るに彼は容易に黙從せず、ひそかに帝に謁し、大公以下諸大臣皆己の説に同意する旨を内奏し、併せて念のためアレキシエフ總督の意見を徴するの允許を乞うた。彼はこの允許を得、そのアレキシエフへの電報中に於て、僞つて右の意見は帝の觀意に由る旨を附記した。アレキシエフはその觀意なるものに迎合し、同感の旨を電奏した。アバサはこれを齎して日本公使栗野を訪い、告ぐるに露国政府の強硬態度をもつてし、欺いて遂に時局を開戦に驅つたのである。……當時露帝が如何に帝職を解し如何にその外務大臣を遇せしかを示すべきなお他の一例がある。帝はある時一の密電をアレキシエフ總督に發した。この密電は、ラムスドルフは開戦後余ほど久しき間全く知らなかつたが、しかも北は豆満江上、西は鴨綠江上に於ける露国の利権地域に墮する迄の韓国領土を擧げて日本に讓歩せんと意を示せる重要なもので、帝はこれを東京、京城、北京の各駐劄公使に移電すべきをアレキシエフに命ぜられしが、總督は遂にこれを移電しなかつた。若しこの密電がラムスドルフの手を通ぜしならんには、如何に好感を關係国政府に与えたか測られぬ。」(Dillon, *The Eclipse of Russia*, pp. 285—287)

小村は一月三十日栗野に對し、速にラムスドルフに會見を求め、日本政府に於てはなるべく露国の指定せる二月二日以前にその回答を得んことを希望するも、このことは到底不可能なるが如く見ゆるについては、その果して二月二日には露国の回答に接するを得べきか、若し然らずとせば何日をもつて期待し得べきか、その確たる日取を承知したと公然尋問すべき旨を命じた。栗野は翌三十一日夕刻ラムスドルフに會見し、この訓令を執行した。ラムスドルフは答えていう、「自分は現下の時局の重大なるを充分に領得し、またなるべく速かに回答を發することを確かに希望している。けれども問題は頗る重大なる案件に屬し、輕々にこれを処すべきでない。しかのみならず關係各大臣並びにアレキシエフ總督の意見を調和せしむる必要もあるので、自然に遷延を來たしている。回答發送の日取は正確に告ぐるをえない、何となればこれ一に皇帝陛下の聖断によるものである。」と。

かくの如く我が最終意見を提議して以来既に三週日に垂んとし、そしてその間小村の一再の督促にも拘らず、露国政府はさらに回答をしないのみか、その回答の日取をすら示さない。そしてこの間に於ける露国の軍事行動は日に急調を加えるのみであつた。すなわち一月下旬に入りて後は、露国外相の事実不可信と公然否定したに拘らず、旅順及び遼陽方面よりは有力の部隊と大量の軍需品は陸續鴨綠江方面に輸送せられ、極東諸州及び西比利の団隊には新たに動員令下り、滿洲一带に戒嚴令は施かれ、二月三日浦塩軍港知事は、政府の命令にて何時にても戒嚴令を実施し得るに至つたとの理由で、在留本邦人にハバロフスクへ退去の準備をするよう同地駐在我が貿易事務官に要求し、旅順に於ける露国艦隊の主力は、修繕中に属する一戦艦を留める外尽く外洋に遊弋し、戰鬪の用意万端既に整備した。事すでにここに至る。これ以上日子を空過せば、我が国は遂に恢復の出来ない不利の地位に陥るべきは必然である。かか

る上は、我が国の執るべき唯一の道は、已むを得ず露国との交渉を断ち、独力もつて国の存立に避く可からざる須要の行動に出る外はなかつた。

第四款 交渉の断絶

小村は、三十六年七月二十八日をもつて栗野公使に訓電して露国政府に対する交渉の端緒を開かして以来、半歳の久しきに亘つて折衝を試み、露国のさきに声明した主義を公然約保せしめようとしたが、露国は一方に於ては常に我が妥協的提案に故障を挟み、若しくは漫りに回答を遷延せしめて故意に曠日弥久の策に出で、他の一方に於ては盛んに陸海の軍容を張り、日に月に攻勢を執つて憚らなかつた。要するに露国政府殊にその主戦派は、当初から誠意をもつて我が交渉を迎えず、一に訾訕と驕驕とを背景として我が国を恫喝し、ただそれ恫喝をもつて臨んだならば日本は萎縮退却するものと傲然相構えていた。当時露国の陸軍部内に於てはもちろん、海軍將校にして極東にありしものも、我が海軍の實力を甚しく輕視するの風であつた。その同じ年の四月、神戸沖にて我が大観艦式の挙行あつた折、露国巡洋艦アスコルト号は特に参観のため旅順から来神したが、當時たまたま新たに本邦に着任した露国公使ローゼンが同艦を訪問し、艦長グランマツチコフ大佐と雑談の余、その日本海軍に対する所感如何を質したのに、同大佐は「日本海軍の物質的部分は至れり尽せりであるが、艦の操縦に關し将卒果して合格すべきやは疑わし」と答えたのである。ローゼンはこの事實を記した末「かく敵の兵力及び能力を輕視し、眇たる日本何んぞ露国に大に手向い得んと横柄に構えていたことは、実に我が敗戦の有力なる一原因であつた」と云つたが (Rosen, *op. cit.*, I. p. 213) 余事は

暫く措き、露国の海軍専門家が日本海軍は器械備わるも人に欠くと觀察していたが如き、如何にその見当違いであるかを知るかかる見当違いからして、露国当局者は恫喝もつて日本を脅伏せしめ得べしとの一層の見当違いをして氣付かなかつたのである。同年九月、露帝のベルリンを訪ひ、帰途十二月初め迄ダルムシュタットに行在中、独帝は書を寄せて極東の形勢急調を呈し來たつたことを注意したのに、露帝は「朕は戦を欲せず、故に開戦の懸念なし」と答えたが、意は朕にして開戦しない限り、日本は開戦を決定し得るものでないと寓したのである。露帝の意既に然りであつたから、周囲の主戦派の面々が日本は一喝忽ち脅伏すべしと推量し、この誤算の下に百事を画策したのは疑うべくもない。栗野が露都を引き揚げ、帰朝して郷里の福岡に省せる折、有志者の歓迎席上に於て露国の真相を演べ、露国に戦意なかつたといつたその一句は、当時物議の種となつたが、要は露国が恫喝もつて一も二もなく日本を屈服するを得べしと信じていたとの意味で、露国は平和を欲せりと解すべきでないは言を俟たない。この意味に於て同公使の所観は勿論誤つておらぬ。

我が政府は露国のこの態度に対し、万一の場合を慮つて予め備えるところあつた。三十六年の十二月二十八日、政府は臨時閣議を開き、また枢密院會議を求め、その結果として緊急支出の勅令、戦時大本營條例、軍人參議院條例、京釜鐵道速成令、台湾居住人戦時召集令は同日公布せられ、アルゼンチン国所有の巡洋艦二隻（日進、春日）の購入契約も亦同日ロンドンで成立した。已にして三十七年の一月十三日、小村は前項述べたように栗野に電訓して口上書を露国政府へ提出せしめたけれども、同政府の遷延意図は既に毫髮の疑を容れるの余地がなかつた。翌十四日野津、奥の面陸軍大将、及び井上海軍大将は軍事參議官に補せられ、これに山県、大山の二元帥、山本海軍大臣、寺内陸軍

大臣、及び伊東軍令部長を加えて軍事參議院は組織せられ、越えて二十二日には海面防禦令、二十三日には鉄道軍事使用令が公布せられた。かかる間に局面は一日と緊張し、二月に入りてはもはや瞬時の警戒を緩ゆるを許さない。二月三日桂首相と小村とは伊藤、山県、井上、松方の諸元老と擬議し、翌四日午前には臨時閣議、午後には元老閣臣の御前會議あり、その際既定の廟議を追うた大要左の重要決議案は小村から提出せられ、一同これに署名し、次で聖裁を得た。

『目下の形勢は急速に時局を解決するの必要あるを以て、帝國政府は曩に最終提議を為せしより以来数次露國に回答を促せり。然るに露國政府は言を左右に托して未だ何等の回答を与へず、之を与ふべき期日すら指定せず。蓋し露國当路者は此の期間を利用して表面頻に平和を唱道し、大に譲歩の説を流布して他國の同情を買いつつ裏面には密かに滿洲に於ける兵備を嚴にし、或は恐黃熱を煽動して列國の同情を我國より奪はんとす。其の言行の一致せざることを斯の如く、要するに露國は誠心誠意我國と妥協するの意なく、自己の利益の爲めに回答を遷延するものにして、若し此の上時日を空過するときは、我が外交軍事共に恢復す可らざるの不利に陥るべきこと疑を容れず。事茲に至りては実に止むを得ざるが故に、帝國政府は此の上談判を繼續するも妥協に至るの望なきを以て之を断絶し、自衛の爲め並に帝國の既得權及び正当利益を擁護する爲め必要と認むる獨立の行動を取るべきことを露國政府に通告し、併せて軍事行動を執ることを緊要なりと思考す。』

翌五日、小村は栗野に対し、現下の時局をこの上遷延せしめるは忍容すること出来ない。政府は懸案の談判を断絶し、露國のために侵迫せられた我が位地を防衛し並びに我が權利及び利益を保護するため必要と認むべき獨立行動を採るに決したと電示し、別に露國外務大臣に向つて交渉断絶の公文を送附すべき旨を電訓した。その原邦文左の如くである。

日本國皇帝陛下の特命全權公使なる下名は、本國政府の訓令に遵ひ、露國皇帝陛下の外務大臣閣下に対し左の通牒を爲すの光榮を有す。

日本國皇帝陛下の政府は、韓國の獨立及び領土保全を以て自國の康寧と安全との爲めに緊要欠くべからざるものなりと思惟す。故に如何なる行爲たるを問はず苟も韓國の地位を不安ならしむるものは帝國政府に於て之を看過する能はず。

露國政府が韓國に關する日本の提案、即ち帝國政府に於ては之が採用を以て韓國の存立を確実にし、並に該半島に於ける帝國の優越なる利益を擁護する爲め緊要不可欠と思惟する提案に対し、到底妥協の望なき修正を提出して執拗に之を拒絶したること、並に又露國が其の清國との條約、及び滿洲地方に利益を有する他の諸國に對し累次与へたる保障の存在するに拘らず、依然該地方の占領を繼續し、爲めに甚しく侵迫を蒙れる滿洲領土保全の尊重を約することを執拗に拒否したることは、帝國政府をして自衛の爲め其の採るべき手段を慎重に考量するの已むを得ざるに至らしめたり。

露國に於て、了解し得べき理由なくして屢次回答を遷延し、加ふるに平和の目的とは調和し難き軍事的活動を爲せるに拘らず、帝國政府が現交渉中用いたる耐忍の程度は、其の露國政府との關係より將來誤解の一切の原因を除去せんことを忠実に希望したることを十分証し得て余りありと信ず。而も帝國政府は其の尽力の結果、帝國の穩当且無私なる提案、若くは又絶東に於て鞏固且恒久の平和を確立するに近き如何なる他の提案に對しても、露國政府の同意を得ることは毫も其の望みなきを領得したるが故に、現下の徒勞に屬する談判は之を断絶するの外他に選ぶべき途を有せず。

帝國政府は右の一途を採用すると同時に、自ら其の侵迫を受けたる地位を鞏固にし、且之を防衛する爲め、並に帝國の既得權及び正当利益を擁護する爲め、最良と思惟する獨立の行動を採ることの權利を保留す。

栗野は別に訓令により、同時に國交断絶、公使館撤退に關する左の公文（原邦文）をラムスドルフに送附した。

日本國皇帝陛下の特命全權公使なる下名は、本國政府の訓令を遵奉し、全露西亜皇帝陛下の外務大臣閣下に対し茲に左の通告を

為すの光榮を有す。

日本帝國政府は、露西亜帝國政府との關係上將來の紛糾を来すべき各種の原因を除去せんが爲め、凡ゆる和協の手段を尽したるも其の効なく、帝國政府が極東に於ける鞏固且恒久の平和の爲めに爲したる正当の提言、並に穩当且無私なる提案も、之に對して當さに受くべきの考量を受けず、従つて露國政府との外交關係は今や其の価値を有せざるに至りたるを以て、日本帝國政府は其の外交關係を斷つことに決定したり。

下名は更に本國政府の命に依り、来る十日を以て帝國公使館員を率ひて露京を引揚ぐる意思なることを茲に併せてラムスドルフ伯爵下に通告するの光榮を有す。

然るに二月五日午前五時五分露都發にて同日午後五時十五分東京着に係る栗野の電報に依れば、同公使はその前夜八時ラムスドルフと会見したるに、彼は露國回答の要旨は只今アレキシエフに發電し同總督より在東京ローゼン公使に転送する筈であるといひ、その私見として「露國は韓國の獨立及び領土保全の原則の維持を希望すると同時に、朝鮮海峡の自由通航を必要とする。露國は欣然出來得る限りの讓歩を為すべきも、露國に對する戰略の目的のため韓國の利用せらるゝを欲しない。また日露間に良好の關係を確立するがためには、兩國の合意をもつて極東に於ける兩國の直接勢力及び行動の範圍の間に緩衝地帯を設定するの有利なるを信ずる」と述べたとあつた。ラムスドルフの右私見は、その内容に於て時局の惡化を挽回するに足らないのみならず、時機も既に逸去せるを否み得ない。されば栗野は二月五日の電訓を牽じて翌六日午後前記二通の公文をラムスドルフに送附し、越えて十日、公使館員及び留學生を率いて露都を引き揚げた。

他の一方に於て、小村は栗野の露國政府へ前記二通の公文を提出すると同じ時刻、すなわち二月六日の午後四時を

期し、ローゼンに來省を求め、告ぐるに我が政府の決意の次第をもつてし、併せて彼に帝都撤退のことを要求した。聴き終つてローゼンは椅子より立ち、肅然として事のここに至つたことを深く遺憾とする旨を述べ、定例の挨拶を簡單に交換して辞去した。ローゼンは小村との折衝中にあつてや我が政府の態度を正解していたらしく、デロンの著書には「彼は再三本國政府へ警告を送り、今に於て全然方針を一変しなければ日本との戦争は避くべからずと痛切に稟議したが、これ等の予言に對しては露帝は憚られず、ある時はその一報告の端に咎責の意を認めて外相に却下せられたこともある。爾來ローゼンは曠日弥久の忠僕として身を委ねた。」(Dillon, *The Eclips of Russia*, p. 284) とある。彼は十一日公使館を閉鎖し、十二日横浜解纜の仏國郵船で歸國の途に着くこととなつた。ローゼンは個人としては寧ろ温厚の君子で、東京の外交団にあつては德望厚く、随つてその已むなく歸國するに際し、彼を識れる内外人はもちろん、親しく相識らざる我が一般國民もまた同情を彼に注ぐを吝まなかつた。殊にその撤退の前日、我が昭憲皇太后陛下には特に女官を露國公使館に遣はされ、ローゼン夫人に令旨を賜ひ、同時に御餞別として銀製の花瓶一對の御下賜があつた。ローゼン自身の回顧録に曰う。

「吾等の出發は十一日の午後十一時と定められた。同日午前、予の多年の親友で同僚たる白耳義公使ダマタン男は伊藤侯の使命を帯びて來訪し、侯の公職上親しく來たりて別辭を述ぶる能わざるを遺憾とし、他日國交恢復を得て再見の日速かに到らんことを切望する旨を伝えた。次で旧友の榎本子の來訪があつた。子は病を郊外に養いつゝあつたが、この日特に病牀を出で、存命中に最後の告別を致し置かんとて、病を押して親しく來駕せられたのである。

「いよいよ当夜十一時、馬車數輛及び護衛兵一隊我が公使館に來たので、新橋駅へと馳せた。街道には騎兵一中隊が列し、梅摩若

しくは迫害に対し吾等を保護するあらゆる警備手段は執られ、停車場の入口には軍隊は遠き円形を作りて護衛し、公人の車輛以外には何人をも近寄せなかつた。プラットホームには外交団全部の外、宮中の高官及び夫人等を受け、慇懃に別辭を辭した。

「吾等の特別列車は夜半に横浜に着した。そして吾等の安全に対する日本政府の警戒は東京に於けると同様に用意周到で、停車場より埠頭までは果庁差廻しの馬車で送られ、無事仏国郵船ヤルラ号に搭乗するを得た。

「これ実に仁侠なる日本が敵国の代表者に対して致せる送別の礼である。知らず世界は爾後果して向上したるや否や」(Rosen, *op. cit.*, I. p. 233)

ローゼンはなお船の神戸に寄港せる際に兵庫果庁の彼に表した好意を記し、また在東京ニコライ教堂は戦時中何等迫害に遭わず、教会附属学校に於ける露語の教授すら何等干渉を受けなかつた事実を掲げ、日本政府及び国民の対敵人態度の武士的なるを嘖々賞揚した。

かくして彼は無事帰国した。そして露帝に謁して型の如く使命を奏上した。その際彼は我が皇太后陛下より贈け給つた銀製花瓶の拝領のことを奏し、「臣の特にこの儀を奏上する所以は余の儀に候わず、仄かに聞くに臣の友人中には臣が東京駐割中開戦の危機をことさら本国政府に秘して報告せざりしというを日本政府に於ては深く徳とし、その報酬として日本皇帝は臣に黄金製の食器一揃を贈りたりとのことをいい触らすものありと。これ特に臣が叙聞を讀す所以にて候」といつたところ、露帝は笑つて「黄金製の食器受領のことは朕の耳にも入らぬではなかつたが、朕は一笑に附して顧みなかつた。卿毫も憂うるを須いず、日本皇太后陛下よりの花瓶は卿の夫人当然これを受けて可なり」と宣うたとある (*Ibid.*, I. p. 246)。露国当年の官僚界の心理を語る一珍話である。

第五款 交渉断絶前に於ける列国との関係

これよりさき、日露交渉の漸く行詰りとなり、極東に危機が迫るにつれ、欧米列国はこれに甚大の注意を払い列国の態度及び輿論の趨向如何は時局處理上重要な要素となつた。小村はこれに対し周密の監視を怠らず、局面の推移と共に列国の向背を有利に導くに努めた。特に懸案の交渉を日露両国の間に限局し、第三国の干渉を未前に防遏して我が国を外交上不利の地位に陥らしめなかつたのは、小村の格別に苦心したところであつた。極東に利害關係を有する列国中、英米二国は朝野殆んど挙つて初めから我が国に厚い同情を有したので、これに対してはますます意思の疏通を計つてその同情を一層強く引きつけ、別して英国に対しては、万一の場合に同盟協約活用の確保を期するの要あつたはもちろん、独仏その他の友邦に対しても、形勢の推移に應じ適當の範圍及び方法に於て隨時時局の真相と我が国の態度につき誤解なからしめ、我が国に不利な行動に出ないよう予防するの必要あつたことは言うを俟たない。この須要方針の下に小村の英米独仏諸国に対して執つた外交上の措置は、大要左の如くであつた。

先ず英国に対しては、小村は日露交渉開始に關する前年七月の内談の逕路を追い、爾後隨時に交渉経過を内報して怠らなかつた。故に英国政府は終始我が立場を諒とし、その国論は翕然好意を我が国に寄せた。殊に同国政府は、日英同盟協約の精神に依存し問題を日露両国間に限局しようと欲する我が希望に顧み、終始超然たる態度を嚴守して渝らなかつたと共に、時には有益な情報を我が参考に供した。露国政府がチリ一戦艦の買収を企てた際、英国政府が突如機先を制してこれを買収したが如き、その動機の如何は問わず、我が国民はこれをもつて日本に対する誠意の發現

として英國に感謝したのである。殊に小村は日露交渉に対する第三国の干渉は、その何等の方法に依るを問わず露国の利益に帰し、我が国の不利となるを免かれないとの見地から、これを未前に防遏するを緊要と認め、一月の初め駐英林公使を通じてこれに関する我が政府の態度を英國政府に説明したところ、同国政府はこれを諒とし、我が希望に恪遵することを確言した。その後小村は、仏国外務長官デルカッセが日露両国の間に調停を試みようとして面策するところあるを聞知するや、再び英國政府に対し、露国の目的は曠日弥久の間に戦備を充実せしめるにあること、この際の調停は露国をして右の目的を達せしめるに便宜を与える外何等の効果もないであらうのみならず、この上不当に時局を遅延せしめるに於ては、我が国は遂に露国の條件に屈從するの余儀なき位地に陥る虞あることを切言したが、英國政府は依然調停問題に対し超然不関の態度を持して渝わらざる旨を重ねて明確に声明した。当時露国の主戦派は、日露衝突の趨勢をもつて英國の陰謀鼓吹の致すところとし、密かに英國に対する敵愾心の挑発を試み、外相ラムスドルフは暗にこの形勢を利用し、英國政府を促して日露の間に調停を行わしめようと苦心した。この情報に接した小村は日本はその従来の態度を依然固執して変らないことを英國筋に言明し、殊に露国には現に二個の朋党ありて互に権勢を争いつつあること、その甲党にして今日、勢を制するありとするも、明日は乙党の勝を見ることあるべく、随つて仮にラムスドルフにして調停の手続を整え得るとするも、調停進行中主戦派が勢力を盛り返えし、平和派の面策を水泡に帰せしめることなしとせざることを、随つて第三国政府に於て調停問題に関し仮に別国より交渉を受けることありとするも、超然局外に立つよう切望すること等の意をもつて關係方面の諒解を得た。さればその後露仏両国の外務当局者側で密かに英國を動かし、平和的妥協に尽力せしめようと試みた形迹もあつたが、英國筋では我が希望と相容

れない行動は常にこれを避けた。二月二日、同国上院に於て自由党の一議員の質問に対し、外相ランズダウンは「本政府は未だ曾て幹旋の請求を受けたことはない。そして兩当事国中少くもその一方が、この際幹旋を希望するの意なき旨を明白に表示したことは公然の秘密に属する。当事国に於て幹旋を希望すると信すべき理由なき限り、これに対し幹旋の申込を為すは望ましくない」と答辯した。

越えて二月五日、我が政府が対露交渉を断絶するや、小村は翌六日林公使に電訓して詳にその趣旨を英國政府に通牒せしめ、併せて時局の責任は全然露国にあること、我が政府は紛糾を日露兩國の間に限局することを熱望すること、第三国の干渉はその形式及び名義の如何を問はず英國政府に於てこれを防遏するに最善の努力を施すよう切望すること等を陳述せしめたが、英國政府は誠実に我が希望を領承した。そして程なく開戦となるや、英國では我が劈頭第一の戦勝を恰も自国のそれの如く悦び、次で局外中立を宣布した。

次に、米國は夙に清國に於ける現状維持及び機會均等主義を提唱し、北清事変以來滿洲問題に關しては常に日英兩國と同一歩調を執つて露國に對抗して來た。加うるに米國は滿洲開放問題に關する露國の態度に対しては少なからず不満を抱き、露國政府の再三の声明に対しても信を置かず、露國の背信に対しては少からず惡感を抱いている風であつた。米國の輿論は一般に滿洲に於ける露國の行動をもつて清國分割の端と見、かつ我が國に対する重大な脅威と見做すにあつた。我が國が自衛のため、また米國の對清政策の骨子たる清國領土保全及び機會均等主義の維持のため、直接露國と交渉を開いたのを多とし、殊に米國政府が前年の初夏以來、日英兩國と協戮して漸く成立せしめ得た滿洲市港の開放に關する對清條約も、その実行は一に日露交渉の成行如何に係るわけであつたので、自然日露交渉の進行

に對し甚大の注意を払つたのは論を俟たない。されば交渉の前途漸く陰惡の兆候を呈し、日露の關係次第に切迫し來たるや、米國民の同情が我が國に傾倒するに至つたのも偶然でなかつた。米人中には露國に對し同情を有したのも絶無ではなかつたが、その大多数は我が國の態度を是認しないものはなく、現に三十七年一月の初め、同國知名の一新聞記者が我が駐米高平公使に對し、若し華府の市民をして試みに一般投票により日露問題に對する各自の意見を發表せしめるとすれば、千人中に一人の露國同情者をさえ見出すことは難いだらう、自分の知つてゐる兩院議員の説によれば、國內各州の輿論もまた同様のようである、といったものである。米國の輿論は確かに我が對露態度の穩當を賞揚するに傾いておつた。

されば在本邦露國公使が十二月十一日その修正對案を小村に提出し、これに對する我が政府の方針決定するや、小村は高平公使をして米國政府へ日露交渉開始以來の經過の概要を内報せしめ、かつ常に平和を重んじ、列國の正当利益を尊重するに汲々たる我が政府のこの際に於て執らうとする方針が、幸に米國の同情を得るだらうことは我が國の切望するところであると述べしめ、次で小村は米國政府をして第三國よりの万一の調停に對する我が態度を予め知悉せしめ、調停運動に耳を傾けることなからしめるため、更に高平に訓令して米國政府に對し、その旨を充分に開陳せしめた。國務長官ヂョン・ヘーはこれに答えて我が方の趣旨の存するところを深く諒とする旨を語り、かつ駐米公使大使より平和のために調停を試みるの可否に關し意見を問われたけれども、日露兩國共にこれに應じないだらうとの理由をもつてそれは不可能であらうことを答えたといひ、翌年一月十一日、同國務長官は重ねて米國政府は何れの國より調停の提議あるも決してこれに加担することない旨明確に高平に答えた。殊にその際、高平公使は小村の訓令に依

り、我國は清國に對し、日露衝突の場合に中立の位地に立つよう勸告した旨を國務長官に内告したのに、彼は我が政府のこの措置をもつて極めて賢明で、文明全世界の同情を博するであらうとて大いに満足の意を表した。蓋し日露衝突の危機漸く切迫するに及んで、米國政府は兩國の開戦が清國に及ぼす影響に關して竊かに憂懼の念を抱き、在華府清國公使に對して清國は右様の場合に於ては宜しく自重し、専ら國內秩序の維持と西北辺境に對する露國の侵襲に備えるを主とすべきであると勸告した次第もある。されば日露開戦の場合に於ける清國の態度に關し我が國の執らうと欲する方針は、全然米國政府の希望に合し、一層米國の同情を博するに至つたことは怪むに足らない。かつヘーが高平に對し、「今回の談判に於ける日本の態度を見るに、いやしくも穩當の讓歩はこれを為すに躊躇せざると同時に、自國の安危に關する点については断然その主張を固持して譲らず、その公明にして堅實なる談判振りは、他國にはもちろん、米國の外交史上に於ても未だその例を見ない」と迄激賞したのは、一片の空讚辭ではなかつた。

一月十三日、小村は在本邦米國公使グリスコムを引見して、露國政府に提出しようとする最終提議の要領を内示し同國政府の回答にして不満足なるかまたは不当に遷延するに於ては、我が方は已むを得ず我が權利利益を防護するため如何なる措置を執るべきかを考定するの意である旨を内話した。その後對露交渉を断絶し、獨立の行動を執るに決するや、小村は二月六日發電訓をもつて高平を通じ米國政府に我が決意を報じ、併せて露國に於ける日本の國民及び利益の保護担任方を同政府に請うたところ、同國政府はこれを快諾した。

転じて獨國を見るに、前年の十月下旬、同國宰相ビュローは我が駐獨井上公使に對し、日本に於ては輿論の沸騰せるに拘らず当路政治家の冷靜に時局を処しつつあるを見るは自分の欣快とする所であること、かつ極東に於ける獨

国の利益は主として通商上にあるから、苟も平和を安固ならしめるものは独国に於てはこれを歓迎するであらう、随つて平和の維持に関する日本の希望は独国に於て充分の同情を受けるであらうと語つたことがある。

当時ダルムシュタットに行在中であつた露帝は、十一月三、四日の交ウイスバーデンに於て独帝と会見するだらうとの情報があつた。両帝の会談は必然極東問題に及ぶものと想像されたので、小村はビュローの右の所見を機とし、両帝の会見前に予め日露交渉に関する我が態度を内密に独帝に通ぜしめ置くを得策とし、十月三十一日井上に対し具さに訓令した。その大要は、

「貴官はなるべく速かに同宰相に面会し、さきの会談に於ける宰相の所見は早速本国政府に報告したところ、宰相の頌辭は本国政府の深く感謝するところで、平和維持の目的をもつてする我が尽力が独国の同情を受くべきを知るは日本政府の満足とするところなる旨を宰相に開陳するの訓令に接したりと述べ、次で貴官は内密に宰相に説明するの許可を得たりと告げ、日本政府の意思は全然平和的で、その主要の目的と希望とは極東に於ける鞏固かつ永続的な平和の期成に外ならず、日本政府はその緊切の利益を擁護する場合の外、決してこの目的より逸出することとなるべしと確言したる上、更に進んで「そもそも韓国の独立と領土保全とは我が国がその平和と康寧とに必要欠くべからずとする所である。露国にして満洲を併呑せんか、韓国の独立はこれがため不斷の侵迫を蒙るに至るから、日本政府は露国が果敢任意に為したる満洲に於ける自国の目的は全然非利己的なりとの声明と保障とを回想し、露国に提議するに相互に清韓両国の独立及び領土保全の尊重を誓約せんことをもつてし、日本は満洲に於ける露国の特殊利益を承認すべきを提言し、同時に露国政府に於て韓国に於ける日本の特殊利益を承認せんことを望み、併せて満洲に於ける日本の商業上の利益の広大かつ重要な鑑み、日本が清国との条約にて獲得せる商業上及び居住上の権利と免除に対し露国に於て妨碍を加えざるの約束を求め、同時に日本に於ても、露国が韓国との条約により獲得した商業上及び居住上の権利と免除に妨碍を加えざ

るべきを約諾すべきことを提議した。右は露国に対する我が提議の骨子で、現に露国政府の考量中にある。そして独国がこの提議をもつて前記問題を平和的に解決せんとする日本の希望を最も明確に立証するものと認めらるべきは、我が政府の期待して疑わざるところである」と陳述せらるべし。」

というのであつた。小村の在外使臣に対する訓令の如何に綿密周到であつたかは、この電訓でその一端が窺はれる。

井上はビュロー差問のため外務次官に面会し、右の訓旨を伝え、詳に日本の態度を説明した。次官は我が内告に對して謝意を表し、その手交せられた電訓等は直ちにこれを宰相から乙夜の覽に供するであらうと述べ、独国は日露間の交渉問題に對し依然嚴正中立の態度を持して変えないと言明し、独国が日本に對して友好の感情を抱くは、なお露国に對すると異ならない、近時世上に伝播せる東亞に関する露独密約云々の如きは全然捏造の虚説で、事実不可能に属すると辯じた。

独露両帝のウイスバーデンの会見は、その後予期の如くに行われた。その際露帝は平和を維持する意見を言明し、独帝もまた極東問題は日露両当事国間に於てこれを解決し得られると信ずるから、独国は進んでこれに関与するの要あるを見ないと述べた由で、独国外相リヒトホーフエンも井上に同様の趣を語つたとある。されば独国政府は、当時世上に往々伝えられた独国はその歐洲政策上務かに日露の開戦を希望しているとの説を打ち消すに努め、その機関紙をして、日露両国は未だ平和の妥協に到達すべき一切の手段を尽したのではない、極東に於て今にも砲火の開くが如き説を為すは、これ専ら英国新聞紙が為めにするところあつて流布する説に過ぎないといわしめ、宰相ビュローも十二月十日独逸帝國議會に於て、一議員の東亞に於ける独国の政策は余りに活潑かつ冒險的なるに、独り満洲に關

しては余りに退嬰かつ受動的であるとの攻撃演説に対し、世界に於て独国が寸毫の利益をも有しない地域ありとすれば、それは満洲に外ならぬと断言し、独国政府が東亜の紛争の渦中に投ずるが如きことなき意を宣明した。

露国が我が確定修正案に対し六週日の久しきを経て漸く修正対案を提出し、しかもその内容の頗る不満足のものであつたにも拘らず、頻りに内外に向つて日本に対する大譲歩なるものを囂言し、もつて時局紛糾の責任を我が国に転嫁せしめようとしつつあるや、小村は十二月二十五日をもつて更に井上に電訓し、独国政府に対し頃日歐洲を通じて伝播せられる風説は、露国の対日回答は全然調和的で、時局解決の遷延は一に日本の責に歸すべきだというようなものが多いが、これ等の風説は全然無根拠で、日本政府は時局の遷延に關し何等の責任を負うべきものでないこと、日本政府は出来得る限り露国の修正を容れて新たに一提案を出し、露国はこれに対し在再幾多の時日を空過した後一新案を提出したけれども、この新対案は清国若しくは滿洲のことには毫も言及するところなく、さきに東京に於て一応の協議済となつた修正の点すら多くは否認し、しかもある点に於ては、その第一対案に比し更に承諾し難いものがあること、かくの如く露国の行動は日本政府をして彼我両国間に充分満足な協商を遂げ得るの希望を抱かしめるに足らないけれども、日本政府はなお手段の有らん限りは総てこれを執ることは当に尽すべき義務と認め、我が原提議の範圍について露国の記憶を喚起し、また両国の利益の相接触する総ての地方を包括しない協商の効の無いものである所以を指摘し、露国政府に於てこの点に關する態度を再考するよう促すと同時に、韓国に關しては更に露国政府に対し、韓国に於ける日本の権利及び利益の擁護上明らかに緊急欠くべからずと認めた修正を提議したこと、日本政府は和協の精神をもつて本問題の全体を処理するに努めたが、しかもなお將來の紛糾の起因となるような一切の点を包括した

協商を遂げるに奏効しないとせば、その責の日本政府に存しないことは疑を容れないものである等の点を詳に開陳せしめた。そして小村は一月十三日露国政府に対し最終提案をもつてその再考を求むるや、翌々十五日発訓電をもつて更に井上をして独国政府に対し日露両国政府の争点及び我が最終提案の要旨を説明せしめ、なお日本政府はその要求の全然正当なることの信認と、係争各問題を平和的に解決しようと欲するの宿望とに於て依然變るところなく、依然露国の回答を俟ちつつあるとの意を披瀝せしめた。

当時極東の形勢に對する独国の観測は、一言にしていえば、軍人側では一般に開戦の已むを得ないであらうことを信じ、これに反し外交当局の方面では、結局露国の譲歩によつて平和の妥協を見るに至るであらうことを予想している風であつた。独国政府の態度としては飽く迄超然獨望の方針を執り、殊に我が国に對しては、調停は日本の好まなところと解し敢えて干渉を試みる意なく、また何れの国から調停の提議起るとするも、独国はこれに協力することはないであらう旨確然声明した。もつとも前項引抄したシエルキングの著書には「我が対日關係の日に陰惡を加え来るや、独帝は急に飛躍し、我が在ベルリン露国大使に向つて、日露いよいよ開戦の場合には朕は中立を守るべきも、露国は百事独国の友誼的援助に全然信頼して可なり、朕は西方に於ける露国の守護者をもつて自任すると述べられた。ウキツテこれを聞きて、独帝は誰に對し露国の守護者をもつて自任する積りなるやといつたさうである。要するにニコラス帝は独帝に欺瞞せられ日本は決して露国に開戦を取えないであらうと信じていた」とある。(A European Diplomat, *op. cit.*, p. 116) 著者は日露開戦の前年まで在ベルリン露国大使館に一等書記官として勤務し、当年の消息には精通せる人である故に独国政府としてはとにかく、独帝その人は露帝に或はかかる煽動教唆をしたこ

とがあるかも知れない。

極東に利害關係を有する列強中、日露の開戦によつて最も痛切な刺激を感じるものは仏国であつた。蓋し仏国民は、露国公債に対する最大債権者であるから、自己の財布の安固に直接の影響ある次第で、随つて彼等が平和の破裂を大に恐れ、殊に日露開戦となれば或は各自の盟邦たる英仏兩國をも厭つて戦渦に投ぜしめないとも限らぬ、ということとは仏国民の最も恐れたところであつた。また仏国当局者も、日露の問題が結局平和的解決を見るに至るものとするならば、抜目ない独国は或は仏国に先んじて自ら調停の任に当り、その結果は独国をして仏国以上の友好的關係と優勢的地位を露国に有せしめるに至るの懸念あつたのみならず、その影響としては外相デルカッセが多年の苦心に成つた英仏親交も、ために多少の打撃を受けないとも限らぬ、と竊に憂慮した色もあつた。であるから、日露兩國の危機漸く切迫するにつれ、仏国の執ろうとするその調停的態度はこれを逆睹するに難くなかつた。小村が三十七年一月の初旬に於て英米兩國政府に対し調停問題に関する我が政府の態度を予め闡明し、該兩國の調停運動に参加するを防遏するに努めたその用意の程知るべきである。

仏国々民は當時時局の真相について余り知るところなく、随つて多くは局面の推移を樂觀するの風であつた。されば疾く調停に意の動いた仏国政府も、三十六年中は何等行動を試みず、三十七年に入つて漸く調停運動に着手しようとした。同年一月の初めデルカッセはその駐米大使に訓令し、これに関する米國政府の意向を探らしめた。仏国は、米國が調停問題に同意したら進んで英國に謀り、英米の力を藉つて日本に開談を試みようとの考であつたらしい。然るに既に調停問題に対する我が國の希望を諒知していた米國政府は、深く取り合ひなかつた。

ここに於てかデルカッセは聯合調停案を棄て、單獨かつ直接に日露の間に妥協の尽力を試みようとした。一月十三日、彼は我が駐仏本野公使に語つて曰う、「自分は頃日来賜暇にてニースに滞在中、日露問題について細心に考量した結果、兩國万一不幸にして旗鼓相見えても兩國共に何等利益を受けないとの結論に到着した。また露帝及びその重臣は概して衷心平和を切望すると、自分は信念を確めるに至つた。日露兩國の各要求を査閲するに、兩國政府のなお妥協に至らない要點は、決して一大戦争を賭するの価値ある如き性質のものでない。故に自分は時局の平穩な解決を來たすの目的で自分一己の責任に於て一措置を試みようとする。自分はこれに関し未だ何人とも話したことなく、閣僚にすら協議したことがない。自分は今から数時間の後露國大使に面晤し、また今夕大統領にも謁見する筈であるが、大統領の允許を得た上は重ねて会談のため閣下を煩わすことあるかも知れぬ」と。要は本野によつて我が政府の意向を探知しようと欲したのである。本野は即時これを小村に電報した。小村は折返し回訓し、速かにデルカッセに面会して「調停計画は独り露國を利用のみと日本政府は信する次第を剴切に説述し、彼をして我が國のこれを好まざる所以を了知せしめるに極力尽瘁すべき」旨を命じた。本野はデルカッセにこの意を詳述した。彼は、自分の意思は敢えて日露の關係に関与しようとするのではなく、單に平和のために何等かの方法で現下の難關を円滑にするを得ば欣幸とするのみである。日本の利益に反する行動はこれを為す意がないと確言し、なお日露交渉の内容に関する自己の所見について種々説及するところあつた。

小村は重ねて一月十七日日本野公使へ電訓を發し、デルカッセと再会の機に於て「第三者の調停は、その形式の如何を問はず、また公然なると個人的なるとを論ぜず、全然徒勞に帰するであらうこと、何となれば今回の談判を行うに

方、我が政府の提議が極めて穩当であつた所以は、我が国の提案がその性質に於て純然善意であり、その結果は恒久なるべき友好的協調に到達し得るよう絶えず切望した故であること、随つて時局の解決を日露兩國間の直接かつ隔意なき交換の結果によらずして第三者の調停にしようとする場合には、我が国は従来露国政府に致した提案に示したもののよりは遙かに有効的に将来の紛擾を防止するに足るような追加保障を要求するの已むを得ないに至るであらう」ことを述べしめ、デルカツセにその平和のためにする配慮に対し謝意を表すると同時に、その調停計画を断念せしめるについて極力尽瘁せしめた。

デルカツセの考案は、先ず我が方の意向を探り、その如何なる程度まで譲歩を期待し得られるかを確めたる上、それを基礎として露国に対し多少の譲歩を促そうとするにあつた。故に彼は、本野の再三の言明に拘らず、なお胸中独り日本の譲歩程度なるものを想像し、これを基として露国に対し、(一) 居留地問題は、日本が他国と同一の待遇を受けるに於ては、日露間の難関として敢えて排除し得られないものでないこと、(二) 中立地帯問題に關しては、日本の提議を受諾するかまたは少くも鴨緑江を中心として設定すること、(三) 日本は滿洲を、露国は韓国を各自の利益範圍外と相互承認するの件は、この約款をその儘に存留するかまたは雙方同時にこれを削除すること、(四) 第五條に關する解決については、露国が中立地帯の件に關し如何なる譲歩を為すの覚悟なるかの問題に主として繋がっていること等の趣旨をもつてある程度の勧告をしたようである。これ等の情報に接した小村は、デルカツセの迷想を断然打破するの必要を認め、一月二十二日更に本野に電訓し、速かにデルカツセに面會し、「露国が同様の制限を遼東租借地以外の滿洲の地域にも附する意のない以上、我が方は韓国領土を軍略上に使用しないことの約款には到底同意すること

は出来ぬ」と最も明確に声言せしめ、併せて「右の約款は露国が第四條に於て承認した韓国に対する日本の軍隊派遣の權利と両立しないことを指摘し、我が最近の提案はそれ以上為すの余地のない極度の譲歩である」所以を確と告げしめた。この電旨を讀した本野に対しデルカツセは、「日本の提議にして爾く屈屈のものとするれば、日本の真意はこれを疑わざるを得ない、日本が右の態度をもつて單に第五條の問題につき時局の難澁を甚大ならしめようとするは頗る遺憾である」と述べた。されどデルカツセの調停計画は、ここに至つて事実全く挫折した。その後彼はなお英國政府を動かして譲歩の勧告を我が国に試みしめようとし、在倫敦公使は英國外相に対し一再説くところあつたが、同外相は日本の最終提議に対する露国の回答を見ない内は如何とも措置するに由ないと称して応じなかつた。随つて公使政府も遂に手を収め、局面の推移に「任するの外なしと諦めるに至つた。

かくの如くにして日露の交渉問題に対し、第三国の干渉を飽く迄排除し、その解決を全然兩國の間に相期しようとした小村の方針は終始一貫し、我が国をして外交上不利の地位に陥ることなからしめた。そして露国の態度が、遂に我が国をして交渉断絶の拳に出るの已むなきに至らしめるや、小村は英米兩國に対し我が決意を内報すると同時に独仏墺伊の各都駐劄公使に対し「極東に於ける鞏固かつ恒久の平和に緊要なる公正かつ穩當の約案に対し露国の同意を得んがため日本政府はあらゆる公明の手段を尽したるもその効なきをもつて、日本政府はその完全なる自由行動を保持するため、不本意ながら露国政府との談判を断絶するの已むを得ざるに至つた。この旨貴官より任国外務大臣に内告せらるべし。そして貴官は右談判断絶の措置は在露日本公使より露国外務大臣あて覚書をもつて行わすべき旨を附言し、該覚書写を外務大臣に与えらるべし。終りに臨み貴官は、時局とこれに伴生することあるべき結

果に對する責任は全然露國にあると陳述せらるべし」と電訓した。
戰時外交の幕はかくしていよいよ開かれた。

第五節 戰時外交

第一款 對露反駁及び中立国の態度

日露の開戦は露國の極東に對する侵略的行動に對して、米英の東亞市場確保の要求に後援された我が國が、大陸侵出のために國の興廢を賭して戰つたのであるが、我が外政の重任を荷つた小村は、既往二年有半これについて苦心に苦心を重ねた。その陰忍冷静内は國論の掃蕩を統一し、外は列國の同情を我が方に傾倒せしめ、内外の對露反感の高潮に乗じ断然纜を絶つて激浪怒濤の間に驍進して往つた、その細心と大胆とは言わずもがな、いよいよ戰時外交に入つて小村の第三國に對する進退動作の如き、人巧尽きて殆んど天巧に類するものがあつた。陸奥は蹇々録に於て日清開戦の發端を叙し「我が政府の廟算は外交に在りては被動者たるの地位を取り、軍事に在りては常に機先を制せんとしたるが故に、斯かる間一髪を容れざる時機に於ても、外交と軍事との關係を歩武聯行する爲めには、各自の当局者は頗る苦心慘憺したる所、今尙ほ之を追懷するに余あり」といつているが、この苦心慘憺は移して当年の桂内閣にも推量すべく、しかも舞台の一層大なる、對第三國關係の一倍広がりしだけ、小村のその間に処する時局展開の苦心は陸奥

のそれに倍徙するものがあつた。

二月六日、我が聯合艦隊佐世保を發し、その第四戰隊は九日仁川沖で露艦二隻を撃破し、翌十日宣戰の詔勅が煥發され露帝もまた同日をもつて宣戰した。超えて三月二十日、第二十回帝國議會が開かれ、同月二十三日、小村は貴衆兩院に於て日露交渉の發端から開戦に至る迄の經過を演述した。

日露既に戰を宣した。ここに至り我が作戦態度は世界環視の上に立ち、その一挙手一投足も我が對露及び對第三國關係の上に甚大の影響を及ぼさずには措かない。されば小村は初めより細心の注意と公正の態度をもつて戰時外交運用の局に当り、もつて我が終局の目的貫徹に支障を來たすことなきを期した。特に小村は我が國が自衛のため已むなく干戈を取るに至つた事情を外人の間に闡明し、當時外國に於てやゝもすれば我が國を呪うの具にされた恐黃思想の全然無稽なること、その他我が正義を顯揚し、利權を防衛するに資すべき事柄を極力説明して外人の誤解を防ぎ、その我が國に對する同情を益々深厚ならしめ、これを我が後援に立たしめるに緊要な努力を怠らなかつた。小村は時局の推移に殊に重大の關係ある英米二國に有力の特使を派し、駐劄使臣と表裏相俟つてその任務に當らしめるの議を桂首相、伊藤首相との間に凝し、その結果末松は英國に、金子は米國に、いずれもこの使命の下に開戦後程なく出發した。その出發に際し小村の両子に授けた訓令の要領に、(一)我が國は露國と妥協のため一切の手段を尽くし、しかも事遂にここに至りたるは、露國の行動のため実に余儀なくされた所以を滞留國々民の脳裡に徹底せしむること、(二)恐黃熱は歐米人の思想中に今なお伏在し、殊に露國は百方これを鼓吹しつゝあるので、この再發を予防すること、(三)我が國が清國に勸告して嚴正中立の態度を取らせた主要の一理由は恐黃熱の再發を予防するにある、かつ我が國は戰爭の範圍を限